

平成16年第1回東京都三多摩地域廃棄物  
広域処分組合議会定例会議事日程

平成16年2月27日(金)

午後1時00分開会

1 開会宣告

2 議事日程

第1 諸般の報告

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 管理者報告

第5 議案第1号

平成15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
一般会計補正予算(第2号)について

第6 議案第2号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に  
関する条例の一部を改正する条例について

第7 議案第3号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者等の報  
酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
について

第8 議案第4号

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員等の旅費  
に関する条例の一部を改正する条例について

第9 議案第5号

土地の取得について

第10 議案第6号

平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
一般会計予算について

第 11 議案第 7 号

平成 1 6 年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合  
負担金について

第 12 議長の辞職願について

第 13 議長の選挙について

第 14 その他

3 閉会宣告

出席（応召）議員

第2番	堀	憲一	君	第3番	与座	武	君
第5番	西村	弘	君	第6番	田中	愼一	君
第7番	井上	三郎	君	第8番	伊藤	学	君
第10番	藤村	忍	君	第11番	高橋	信博	君
第12番	江口	和雄	君	第13番	木内	徹	君
第14番	須崎	宏	君	第16番	小野沢	久	君
第17番	田辺	良彦	君	第18番	森田	憲二	君
第19番	友野	ひろ子	君	第20番	馬場	一彦	君
第21番	高橋	和夫	君	第22番	菊池	富美男	君
第23番	多羅尾	治子	君	第24番	桑原	壽	君
第25番	小幡	勝己	君	第26番	谷	四男美	君

説明のため出席した者

管理者	土屋	正忠	君	副管理者	石川	良一	君
副管理者	竹内	俊夫	君	収入役	山梨	榮	君
事務局長	影山	竹夫	君	参事	大内	浩之	君
参事	谷津	寿夫	君	参事	小山	伸樹	君
参事	中島	二三男	君	所長	久米	正一	君
管理課長	石崎	明	君				

事務局職員出席者

書記	乙幡	正喜	君	書記	細野	克己	君
書記	棚島	孝文	君	書記	吉野	久	君

平成 16年第 1回東京都三多摩地域  
廃棄物広域処分組合議会定例会会議録

日時 平成 16年 2月 27日 (金)午後 1時  
場所 ザ・クレストホテル立川 4階 桜の間

午後 1時 00分開会

## 1 開会宣告

**議長 (江口和雄君)** ただいまの出席議員は 22名であります。定足数に達しておりますので、これより平成 16年第 1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を開会いたします。

冒頭、会議に先立ちまして、東大和市選出の議員が今次定例会より交替いたしましたので、ここで自己紹介をお願いいたします。

**18番 (森田憲二君)** 開会前の貴重なお時間をおかりしましてご紹介をいただきました東大和の森田でございます。

新聞紙上で大分お騒がせしまして、大変恐縮に思っております。現在、私は議長をさせていただいておりますけれども、責任を持って私がこちらの方に来るようになりましたもので、是非ともよろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

**議長 (江口和雄君)** どうもありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

## 2 議事日程

### [日程第 1] 諸般の報告

**議長 (江口和雄君)** 日程第 1、諸般の報告を行います。

なお、報道機関の写真、テレビカメラの撮影は、管理者挨拶及び事務局

長の経過報告までとし、撮影位置につきましては、冒頭撮影は自由とし、管理者挨拶及び事務局長の経過報告は、指定の記者席から行うものいたします。記者の皆様のご協力をお願いいたします。

## **【日程第2】会議録署名議員の指名**

**議長（江口和雄君）** 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により議長において、第16番、小野沢久君、第26番、谷四男美君を指名いたします。

## **【日程第3】会期の決定**

**議長（江口和雄君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

## **【日程第4】管理者報告**

**議長（江口和雄君）** 日程第4、管理者報告を行います。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** きょうは、各市定例会前のお忙しい中、本議会の定例会にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

まず冒頭、この場をおかりいたしまして、過日、1月26日に挙行いたしましたエコセメント化施設建設工事起工式典には、公私ともにご多忙の折、議員各位におかれましては、多数のご出席を賜りましたことを心より御礼申し上げます。多少、式典が丁寧過ぎて申し訳ございませんでした。もう少し工夫があつてよかったかなと思っておりますが、お蔭様で大変盛大にできたことを心か

ら御礼申し上げます。

本施設につきましては、今後、平成 18年 4月の稼働に向けて万全の整備を進めてまいります。何と申しましても、今後 2ヶ年のうちに 270 億円強の支出を伴う大事業であります。1ヶ月に 10 億円ずつ使うことになり、1日 3,000 万円ずつ使うという大工事です。いろいろなことがあるわけですが、遺漏なきように事務方を督励し、持ち場持ち場できちっとこの事業が無事執行され、オープンにこぎ着けるよう、さらに一層、正副管理者並びに理事一体となって力を合わせていきたいと、このように考えているわけです。

この事業は、地方公共団体としては全国初の試みでありまして、今まで企業が先駆的に一部やっていたわけですが、恐らくこれが完成した暁には内外から注目を浴び、単に日本国内だけではなく、世界的にも注目を浴びる事業になるのではなかろうかと、このように考えているところであります。

そういったことも含めながら、さらに一層頑張っていきたいと存じますので、議員各位におかれましても、引き続きご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

さて、私からは、処分組合を取り巻く最近の状況について、幾つかご報告を申し上げます。

初めに、二ツ塚処分場につきましては、昨年 9月より 第 2期埋立エリアへの焼却残渣の搬入・埋立を開始いたしまして、引き続き万全の体制で維持管理を行っております。

なお、不燃物につきましては、各組織団体の減量努力等により、1期エリアへの埋立終了を今月中旬まで引き延ばすことができました。改めまして、ここで各組織団体の皆様方に御礼申し上げたいと存じます。

次に、環境関係ですが、各種環境調査結果につきましては随時公表いたしておりますが、これを見ても明らかなように、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場とも、周辺環境に影響を及ぼしていないことが引き続き確認されております。

次に、裁判関係につきましては、東京都が被告となっている事業認定取

消訴訟等につきましては、裁判所自身による現地調査を行う方針が示され、谷戸沢処分場への立入鑑定が3月中に行われることが決定いたしました。

原告側の主張は根拠を欠く不当なものであり、当組合としては、鑑定結果にも絶対の自信を持っておりますが、今後の動向には細心の注意を払ってまいりたいと存じます。

最後に、平成16年度、谷戸沢処分場が開場20周年を迎えることを記念して実施します多摩環境フェスティバルにつきまして申し上げます。

本事業は、谷戸沢処分場が昭和59年の開場から数えて満20周年の節目を迎えるに当たり、これを記念して実施するものであります。

谷戸沢の自然環境の再生と豊かな自然をPRし、地元日の出町と組織団体住民の交流をテーマとして、とくくマイナスのイメージでとらえられがちな処分場という施設から、環境創造に向けたメッセージを発信し、環境先進地域としての日の出町及び多摩地域を内外にアピールすることを目的として実施するものであります。

事業の実施につきましては、組合事務局、各組織団体担当者、日の出町などで協議を進めてまいりましたが、ここで実施の概要がほぼまとまった段階に至っております。

本事業は、当組合にとっても、共催となる地元日の出町にとっても、過去に例のない一大イベントであります。参加予定人員も1万人を想定し、現在様々な趣向を凝らした催しを検討しているところでありますが、組織の総力を挙げて事業を成功させるために取り組んでまいりますことは申し上げるまでもありませんが、議員各位におかれましても、格段のお力添えをお願いしたいと考えております。

後のその他のところで、これらの執行体制について情報提供いたします。また、お願い事もいたしますので、何とぞよろしく願いをいたしたいと存じます。

今日、26の組織団体から毎日排出されるごみが、行き場を失わずに安全に埋立てを行うことができるのは、やはり谷戸沢処分場をつくった往時の関係者の様々な苦労があったからであり、私たちはこのことを常に胸にとめておかなければならないものと考えております。平成16年度は、20周年の大きな

節目であるとともに、普段忘れがちな、こうした先人の労苦と英知について改めて考える機会になれば、甚だうれしいわけであります。

以上、定例会の開会に当たりまして、簡単ではありますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

なお、今次定例会には、15年度補正予算、16年度予算等、7件の議案につきまして、ご提案申し上げております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、私の発言を終わります。よろしくお願いたします。

**議長（江口和雄君）** ありがとうございます。

続いて、事務局より経過報告の説明を願います。事務局長、影山君。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、私の方から経過報告をさせていただきます。

議案書の3ページをごらんください。

まず、谷戸沢処分場関係、二ツ塚処分場関係でございますが、昨年11月28日、第10回技術委員会を開催しました。

この委員会では、廃棄物の専門家である委員の方々に、谷戸沢処分場並びに二ツ塚処分場の環境調査報告等を行いました。

今回の環境調査結果についても、両処分場とも、周辺環境に何ら影響を及ぼしていないとの見解をいただいております。

12月11日、第14回環境保全調査委員会を開催しました。

これは、谷戸沢処分場の環境保全のための各種調査を監理することを目的に設置されております。

今回は、谷戸沢処分場及びその周辺の水質等環境調査結果等について報告いたしました。

12月16日、第3自治会監視委員会が開催されました。

第3自治会に対して、谷戸沢処分場やその周辺の環境調査等について報告いたしました。

12月19日、第22自治会対策委員会が開催されまして、第22自治会に対して、二ツ塚処分場の埋立進捗状況や環境調査報告等の報告をいたしたところでございます。

続いて、環境関係、4ページをごらんください。

二ツ塚処分場敷地内におきまして、昨年 11月及び 12月に、大気中のダイオキシン類調査及び土壌中のダイオキシン類調査を行いました。結果は、現在、取りまとめ中でございます。

また、冬の大気中のダイオキシン類調査を今月実施したところでございます。

次に、昨年 11月、環境影響評価条例に基づく二ツ塚処分場建設事業の事後調査報告書を東京都に提出しました。都の環境影響評価審議会に報告され、了承されました。

また、昨年 12月 25日には、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の水質、発生ガス、大気等の調査結果と二ツ塚処分場における春と夏の大気中のダイオキシン類調査結果を公表しました。

この結果、水質調査等では、両処分場とも、周辺環境に影響を及ぼしていないという結果が得られております。

さらに、大気中ダイオキシン類調査結果は、大気 1立方メートル当たり 0.025 ~ 0.044 ピコグラムであり、環境基準を大きく下回っております。このため、今回も、二ツ塚処分場の埋立ては大気環境に影響を及ぼしていないという結果になっております。

次に、エコセメント関連でございます。

平成 15年 11月より、一般廃棄物処理施設設置届など、各種許認可の手続きを開始してまいりまして、現在までに事前申請に必要な手続きの全てを完了してまいります。

平成 15年 12月 26日、建設予定地の造成工事が予定どおり終了しまして、その他起債計画書の提出等を経て、現在は施設建設に伴う土木工事が本格的に開始されております。

また、今年の 1月 26日には、300名を超える多数の出席者を得て、起工式典を開催したところでございます。

次に、裁判関係についてご説明申し上げます。

前回の報告以降の動きでございますが、一つ目は、処分場の建設差止等請求訴訟でございます。

この裁判は、二ツ塚処分場の建設差止等を求めたものでございまして、

平成7年の提訴以来、長期に及んでおりますが、現在、証人尋問が行われており判決までにはさらに時間を要する見込みでございます。

二つ目は、エコセメント化施設建設差止請求訴訟でございます。

現在、原告・被告双方とも、裁判所との間で準備書面のやりとりをしている段階でございます。処分組合としては、早期終結を目指していきたいと思っております。

次に、東京都などが被告となっております事業認定取消請求訴訟、収用裁決取消請求訴訟でございますが、先ほど管理者の報告にもありましたように、裁判所自身による鑑定調査を行うということで、3月中に鑑定調査が行われます。

処分組合としても、判決後の対応策などについて、東京都と連携して、早急に詰めていきたいと考えております。

その他の訴訟については、特に大きな変化はございません。

続きまして、広報関係でございます。

まず、「処分組合ニュース」でございますが、年4回発行しております。第28号では、二ツ塚処分場が3分の1の埋立てを終えたこと、このままではあと10年で満杯になること、そして住民一人一人がごみ減量に取り組む必要があること及びエコセメント化事業の必要性を強く訴える構成にしたところでございます。

次に、「三多摩は一つな交流事業」でございます。

武蔵野市と多摩市において開催いたしました。いずれも参加者から大変ご好評をいただいているということを報告させていただきます。

以上で、経過報告を終わらせていただきます。

**議長（江口和雄君）** ありがとうございます。

以上をもって、報告は終わりました。

質疑はございませんか。17番、田辺君。

**17番（田辺良彦君）** 前回の定例会で、情報公開について質問いたしまして、管理者からは、情報公開条例を制定する考えはないというお話がありました。その根拠、理由について伺いました。それは大変明解なものでありましたけれども、賛同することのできるものではありませんでしたので、しつこい

と思われるかもしれませんが、もう少し伺いたいと思います。

一つは、管理課長は情報公開について内部的に二点、現在も検討を続けているというふうに述べられておりますけれども、その後の検討の経過、その内容について伺いたいというのが一点です。

それから、もう一点は、管理者の言われた情報公開条例の制定というのは新しい訴訟を起こす。そういう材料提供になるというふうに述べられましたけれども、そもそも情報公開条例の制定というのは、国民主権の理念に基づいて説明責任を果たす。あるいは、知る権利に応える。そういうことを根拠にして制定をされるものだろうと思うのです。そういう点で、管理者の言われたように、訴訟がふえる可能性については、それ自身私も否定するものではありませんけれども、それでもなお説明責任ということは、より重い意味を持っているのではないかと、いうふうに私は考えるわけですが、その点についてのお考えを伺いたいというふうに思います。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** 先般の議会でも同様なご質問が出されて、お答えいたしておりますので、その後、基本的な立場は変わっておりませんが、さらに重ねてのご質問でございますので、まず私の方からご答弁申し上げたいと存じます。

まず、今お話が出ました国民主権ということでございますが、勿論日本国憲法は国民主権をとっているわけであります。権力行使に当たって、国民が中心であると、こういうことになっているわけであります。そして、憲法の前文にも、「日本国民は、正当に選挙された代表者を通じて行動し」と、こうなっているわけですから、これはもう明解なことであります。

しかし、それぞれ情報をどう公開するかということは様々なやり方があるので、条例をつくらないからといって、国民主権にもとるだとか、そのような短絡的な考え方は全くないわけであります。

説明責任ということですが、当然、税金でやっている事業ですから説明責任があります。したがって、折に触れて説明責任を果たしているというふうに思っております。かつて、処分組合は「処分組合ニュース」など出さなかったわけですが、「処分組合ニュース」も出し、また可能な限り情報も

公開いたしましょうという、私が管理者になってから、どういったタイプのマスコミにでもお目に掛かるし、例えば地元の報道紙の中で極めて、良く言うと非常にマスコミとしての責任を果たしている。そういう地域紙もありますけれども、こういう地域紙は必ずしも処分組合のことを良く書いてくれないわけですが、しかしこういったところにも単独インタビューを受け、説明責任を果たしてきているところがございます。

その中で、知る権利という話がありましたが、知る権利というのは憲法上どこにも明記されていないわけで、知る権利がイコール全ての法の淵源とは思っておりません。ただ、国が情報公開法などをつくりましたし、この情報公開法は地方自治体を拘束するものではありませんけれども、しかし一定の物の考え方が確立されたということでもありますので、それはそれで大いに参考にしていきたいと思っております。

しかし、地方自治体といってもいろいろあるわけでございますけれども、この処分組合の場合には少し性格を異にしているというふうに思っております。まず第一に、普通の地方公共団体と違って、特別地方公共団体であります。特別地方公共団体というのは、特別の目的でもって組織をされているわけですから、当然そのための事業を行っていくという限定があるわけであります。

私たちが共通の目的として、組織市が加盟しているのは、産業廃棄物以外の一般廃棄物に関しては、各市にその処理責任があるわけであります。各市町がその責任を負っているわけでありますが、そのうちの最終処分の責任を一部みんなで合同で果たそうということで、この組合が結成をされているわけであります。

したがって、同じ地方公共団体といっても、極めて目的的に組織された団体でありますので、この目的を阻害するような考え方に立つグループに対しては、あるいはそういう方々に対しては、当然警戒をし、対処しなければなりません。

私も、数年前までは、情報公開条例をつくって、普遍的にやった方がいいかなと、こう考えておりましたけれども、最近になって考え方が極めて私としては違ったわけであります。

それは、前の議会でも申し上げましたとおり、エコメント化施設建設差止請求訴訟と、こういうことが平成15年4月15日に提訴されました。さらに、谷戸沢処分場についても、東京都に対して事業取消と、こういうことが行われているわけであって、これはもうほぼ事実上、埋立てが終わっていますから、決着がついていて、今後実体的な影響はないというふうに考えますけれども、エコメント化施設建設差止請求、もしこれに敗けるようなことがあったならば、この組合は最終的に解散しなければなりません。こういう極めて重要なことを、あえて訴訟を起こしてきたわけであります。

こうなると、この考え方に立って、訴訟を起こしているグループというのは、率直に言って、組合の事業を妨害するものだ、このように考えております。この妨害するグループに対して、処分組合並びに組織市は共同で対抗しなければならないのではないのでしょうか。そのところが一番大事なところであります。弁護士も付いておりますし、必ずこちらがすきを見せれば訴訟を乱発します。それによって私たちは膨大なエネルギーを割かなければなりません。ですから、私はすきを見せてはいかんと、このようにはっきりと考えております。すきを見せていいという考え方に立てば、この組合は極めて難しい立場に立たされるわけで、またすきを見せることによって、日の出町の町民の皆さんを初め、どう考えるかということも考えなければなりません。

したがって、情報公開条例をつくれれば、必ず一部開示の問題が出てまいります。一部開示の問題が出てくると、一部開示としてなした処分が不当であるという訴訟が幾らでも起こせるわけですから、現に各市でも起こされているじゃないですか。私のところも大分起こされていますけれども、つまりその根拠となるような情報公開条例をこの際制定する考え方は極めて危険だと、このように考えております。

したがって、必要があれば、どんどん説明責任を果たしていきたいと思っておりますけれども、情報公開条例に基づく開示請求をされた場合には、全部開示ならともかく、全部開示ということになると、弁護士との打ち合わせなんか全部開示するということですから、私どもとしてはそういう考え方に立たない。こういう考え方であります。

これを例えて言えば、狛江市なら狛江市の存在を否定したような人がいた

ら、狛江市の代表としてあなたは戦うでしょう。各市にある情報公開条例は武蔵野市もあります。狛江市もあるでしょう。例えば武蔵野市の情報公開条例は、武蔵野市というものを認めた上で、市長のやり方はここに問題があるんじゃないか。こういうのが情報公開条例の請求の仕方であります。また、知る権利であります。ところが、このグループは、例えて言えば武蔵野市を否定したり、狛江市そのものを否定しようとしているのです。だから、私はこのグループには絶対に油断しない。処分組合の敵だと思っていますよ。この敵に味方する。こういう考え方があるのだったら、私は自らの進退を明らかにしてもらいたいと、こう考えております。

**議長（江口和雄君）** 田辺君。

**17番（田辺良彦君）** 大変丁寧にご答弁いただきました。後ほど、管理課長が前回言われた現在も続行していることについては、ご答弁をまたいただきたいと思います。

それで、私は、幾つか管理者が言われたことの中で考えていることもあるわけですが、確かに情報公開の制度そのもの、あるいは説明責任の果たし方というのは、本来は条例によっても、あるいは要綱やその他の方法によっても、いろいろな形で構築し得るものだろう。それはそのとおりだと思います。ただ、しかし現実には多くの地方公共団体が条例によっているわけです。それは、どちらでもいいけれども、みんなたまたまそっちを選んだということではないだろうと思うんですね。住民に対して、行政情報の公開に係わる請求権を具体的な権利として付与することによって、例えば不開示の決定に不服がある場合などに、裁判による解決も可能にする。そういうことも踏まえて条例を選択しているのだろうと思うんですね。そういう点では、そういう角度から見ると、今管理者が述べられたお考えというのは、そういう流れにはやはり文字どおり正面から逆行する。そういうお考えではないかというふうに率直に言って感じたところなのです。

それから、処分組合をめぐって、住民の中に安全性、あるいは環境への影響について心配の声がある。そういう気持ちがある。それはそれとして事実だろうと思うのです。それで、すきを見せてはいかんというふうにおっしゃられるわけですが、そういう心配があるだけに、だからこそ組合として、十分、

不十分の議論はあるけれども、調査結果をホームページに載せるだとかを含めて、いろいろな情報を示して、疑念を払拭しよう。そういう努力をしてきているのだらうと思うんですね。

最初に言えばよかった。ホームページにこの議会の議事録も載るようになりました。大変感謝申し上げているところです。

管理者は、前回、私が管理者をやっている限り 条例制定する考えはありません」というふうに述べられましたけれども、そう言われると逆にちょっとやはり心配になるんですね。やはりきちっと情報公開条例を制定して、開示すべきもの、すべきでないものは、前回も申し上げたとおり いろいろな規定の仕方はあると思います。そこはそこで解決をしながら、堂々と開示をして、これでどうだといって当否を問うのが管理者らしいやり方ではないのかなというふうに思います。私は、情報公開条例の制定が処分組合のすきをつくる、あるいはすきを見せるということにはならないのではないかというふうに考えるところなのです。

それから、ちょっと余計なことかもしれませんが、ついでに言うと、各組織団体の情報公開条例、全て拝見をいたしました。23の自治体で財政支出している公共的な団体などの情報公開についても言及いたしてありました。7自治体では加入している一部事務組合と明示をして、それぞれ条例の趣旨に基づいて、情報を公開するよう協力を要請するという規定もありました。組織団体からもそういう求めがあるわけですから、是非これに応えていただきたいと思うのです。先ほど、長い丁寧なご答弁がりましたが、さらにあれば是非お願いしたいと思います。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** まず、各市の条例がどうなっているかは別にして、一部事務組合に条例制定を求めるといふことの記載があるといふことでございますが、理事会ではそういう話題はありません。

それから、住民に直接責任を持つという言葉はいいのですけれども、ここで気をつけなければいけないのは、今おっしゃっていることは普通地方公共団体の場合に当てはまるわけですね。私たちは特別地方公共団体ですから、特別の目的を持って、目的的に結成された団体であります。だからこそ、田

田議員さんも住民から直接選ばれているわけではないんです。私も住民から直接、三多摩の26組織団体から直接選挙で管理者になったんじゃないんです。これは間接的な組織なんですね。ですから、正確に言うと、この組合並びに議会の議員は構成市を代表してここに来て、理事者としての発言、あるいは議会側としての発言を行っているわけですから、私が責任を持つのはいわゆる組織市代表の議会の皆さんにまず直接的に責任を持つ。あるいは、組織市に対して責任を持つ。こういうことになるわけであります。三多摩処分組合には住民登録がないのです。そのことをはっきり理解しなければなりません。そこのところをごちゃ混ぜにした議論になるから、一般論でもって特別地方公共団体を議論しようとするから、妙な話になるのであります。

勿論、直接、管理者の責任を問うということもあるでしょう。だからこそ裁判を起こして、私が被告席にいるわけであります。そういう方法もありますけれども、法的・道義的・組織論的に言えば、私が直接住民に責任を持つのではなくて、直接住民に責任を持つとすれば、それは日の出町の人たちに対して責任を持つという格好になるでしょうし、それはまた日の出の町長さんほか私が私に対していろいろ物申してくるだろうと思っております。

したがって、こういう特別地方公共団体でありますので、だからこそそれぞれの一般論だけではなくて、置かれた状況を鑑みて、今何をなすべきかということを考えていくのが、より正しいやり方ではなからうかと思っております。

また、田議員さんは、私は、個人として直接ここに来ているのではなくて、狛江市議会を代表して、選出されて来られているんだと思いますよ。ですから、そういう角度からご議論をいただきたいなと思っております。

それから、先ほど繰り返したことにもう一回なりますが、例えば狛江にしても武蔵野にしても、武蔵野市という存在そのものを否定するようなグループないしは立場のあれだったら、それは組織防衛するでしょう。これは当たり前のことでもあります。今回、エコセメント化施設建設差止請求というのは、敗ければ我々の組織の存立そのものに対して危うい話なんです。だから、狛江について言えば、狛江そのものが否定されてしまうのです。狛江の行政のやり方が否定されるのではなくて、狛江そのものが否定されてしまうのです。こんなことに、はい、そうですかというわけにはいかないと私は思っているわけであ

ります。

でありますから、田辺議員さんも明解なお立場でもう一度よくお考え直しいただきまして、また狛江の市議会に持ち帰っていただきまして、ご議論していただいた上で、また参加していただければと思っております。

もう既にわかっていることですから、あえて言うこともないのですけども、この団体を構成することも自由だし、離脱することも自由なんですから、私は予算なんかには反対されると何だかね。まだ、今年の予算はどうなるかわからないですけども、私は本当にこの組織団体から抜きたいのではないかと、今度はそういうのを首長さんにも言ってみようかなと思っております。理事者にも、という気持ちがいっぱいあります。大変、そういうことでございますので、何卒伏してお願いを申し上げておきたいと存じます。よろしくお願い致します。

**議長（江口和雄君）** 管理課長。

**管理課長（石崎明君）** 事務方での取り組みについてのご質問でございます。

条例制定の作業につきましては、先ほど管理者が申し上げたとおり、今中断をしております。ただ、積極的な情報提供をするという立場は変わっておりません。そういう中で、私どもは昨年の機構改革以来、各課に文書取扱主任を置いておりますが、そこでの定例的な会議の中で、文書管理規程の見直しをしております。情報管理は非常に重要でございますので、ちょっと古いタイプの規程でございますので、そこを見直す中で情報管理を徹底し、かつ情報提供にも対応できるような仕組みとしようということでございます。以上です。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、管理者報告を終わります。

## **〔日程第5〕議案第1号 平成15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分 組合一般会計補正予算(第2号)について**

**議長（江口和雄君）** 日程第5、議案第1号、平成15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** 議案第1号、平成15年度一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

それでは、議案書の8ページ、9ページをお開き願います。

ただいま議題となっております本補正予算は、二ツ塚廃棄物広域処分場仮調整池設置工事に係る繰越明許費であります。繰越額は7,875万円でございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より内容説明をお願いします。事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、議案第1号、補正予算についてご説明申し上げます。

本補正予算は、二ツ塚廃棄物広域処分場仮調整池設置工事に係る繰越明許費でございます。

本工事は、2期埋立エリアへの埋立開始に伴い、増大する浸出水対策として施工するものであります。当初計画では、不燃ごみの埋立終了後の本年1月初旬に工事着手を予定しておりましたが、組織団体のリサイクルの推進、あるいはごみの焼却等の取り組みによりまして、埋立終了時期が2月末頃となったため、工事工程を見直し、検討した結果、工期内の完成が困難であることが判明しました。このことから、工期を翌年度まで延長し、執行するため、歳出予算を翌年度に繰り越すものでございます。

9ページにありますように、繰越額は7,875万円でございます。これは契約金額1億185万円に対して、約77%となっております。

以上、よろしくご審議をお願いします。

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。2番、堀君。

**2番 (堀憲一君)** 今、二ツ塚の仮調整池工事ということで、繰越明許の説明があったのですけれども、何点かお伺いしたいと思います。

本予算から繰越明許費ということで説明があったことで、埋立工事の関係で延びたことはわかるのですが、仮調整池工事が計上されていて、そのことについての質問を幾つかしたいと思うのです。

まず、浸出水が大量に発生するために、工事を行うということになっておりますけれども、そもそも二ツ塚処分場ではどのくらいの雨が降っているのか。また、大雨が降ると、どれくらいの量の浸出水が発生するのか。その点からまず説明をいただきたいと思います。

**議長 (江口和雄君)** 大内事業課長。

**参事 (大内浩之君)** 二ツ塚処分場の大雨の実態ということでございます。

年に何度かは、1時間に雨量 30ミリから40ミリといった雨、これはいわゆるバケツを引っ繰り返したような雨の降り方、あるいは道路が川のようになってしまう状況でございますが、このような激しい雨が二ツ塚処分場で降ることがございます。このような大雨が降りますと、1日で約 5,000 立方メートル、これは小学校の25メートル・プールで申しますと、約 13杯分に相当いたします。このように大量の浸出水が発生するといったような状況がございます。

**議長 (江口和雄君)** 2番、堀君。

**2番 (堀憲一君)** 今、雨水対策の必要性については、説明で大体わかったのですけれども、あと一つお伺いしたいのは、小学校のプール13杯分くらいの雨が降るといことでした。この仮調整池が完成すれば、それくらいの雨水対策ができるのか。どれくらいまでの雨水の対策ができるのか。この点についても併せて説明していただきたいと思うのです。

**議長 (江口和雄君)** 大内事業課長。

**参事 (大内浩之君)** 二ツ塚処分場での雨の降り方にもよりますけれども、先ほどの説明にもありました時間雨量 30ミリから40ミリの雨台風、さらにそれ以上の台風が来たとしても、十分対応は可能になるかと、このように考えております。環境保全に万全を期して、地元日の出町の方々にご迷惑がかかることのないように、十分配慮して対応してまいりたいと、このように考えております。仮調整池の容量は2万 5,000 立米でございます。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** これをもって、討論を終了いたします。

これより 議案第 1号、平成 15年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計補正予算（第 2号）についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

## **〔日程第 6〕 議案第 2号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（江口和雄君）** 次に、日程第 6、議案第 2号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より 提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** ただいま上程されました議案第 2号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

処分組合は、例年東京都に準じて給与改定を行っております。この度は、扶養手当及び期末手当の改定並びに給料表の改正をするものでございます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいいたします。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より説明を願います。事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、給与条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

処分組合は、例年東京都に準じて給与改定を行っております。

13ページをお開きいただきますと、給与条例の改正内容が記載しております。

内容は、扶養手当のうち、配偶者及び欠配第1子の手当額 1万6,000円を1万5,500円に引き下げ、期末手当のうち、3月期を0.25月削減して0.25月とするものでございます。

また、別表の行政職給料表を0.8%ベースダウンし、改正するものでございます。

15ページが給料表の新表でございまして、16ページが旧表になっております。

なお、条例は3月1日より施行したいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第2号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

**〔日程第7〕 議案第3号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（江口和雄君）** 日程第7、議案第3号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より 提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** ただいま上程されました議案第3号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

処分組合では、機構改革による職員定数の削減を実施しており、これに伴う削減を行うわけでございますが、しかし一方で専門技術を有する職員を確保する必要があります。したがって、わかりやすく言うと、フルタイムの職員を削減して、いわゆる嘱託職員に振り替え、給与の抑制をしていくという政策をとっているわけではありますが、エコセメント化施設建設などがいよいよ軌道に乗ってまいりますので、ここで嘱託員の位置づけをさらに変えて、報酬及び費用弁償を支給するための条例を改正する。こういうのが趣旨でございますので、何卒よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より内容説明を願います。事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、議案第3号、管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部について、ご説明申し上げます。

本組合では、今、管理者が説明した趣旨で、嘱託員の雇用を新規に予定しております。この嘱託員に、報酬及び費用弁償（旅費）を支給するために、当該条例を改正するものでございます。

19ページをお開き願いますと、報酬及び費用弁償条例の改正内容が記載してございます。

内容は、非常勤の特別職で、地方公務員法に規定する職にある者（願

問、参与、嘱託員等)の報酬額規定について、「月額4万3,000円の限度額を外し、職務の内容及び勤務の形態に基づく額」と改正して、雇用を予定している嘱託員に対応させるためのものでございます。これに伴い、報酬の支給日及び旅費につきまして、職員に準じて支給するため、支給方法、費用弁償の規定についても、一部改正するものであります。

なお、報酬額については、新たに「報酬に関する規則」を制定して、別途定める予定でございます。

なお、嘱託員の概略でございますが、平成16年度2名の採用を予定しております。内容はやはり処分場の生命線であります水処理関係、浸出水処理関係の専門家の方を1名、それからエコセメント化施設の建設が本格化すること、そういうプラント工事に知識・経験のある者という計2名を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**議長(江口和雄君)** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。13番、木内君。

**13番(木内徹君)** 新旧対照表が載っていますけれども、今度新しいのは任命権者が定める額というふうになっていますよね。規則かなんかで額は定めるつもりなんですか。その点、ちょっとご説明お願いします。

**議長(江口和雄君)** 管理課長。

**管理課長(石崎明君)** 額につきましては、規則を定めて決めます。

**議長(江口和雄君)** 土屋管理者。

**管理者(土屋正忠君)** ちょっと補足説明をしておきます。背景説明といいますが、物の考え方を説明しておきますと、各市とも恐らくいわゆるフルタイムの職員を減らして、再雇用職員とか、再任用職員とか、中高年の活用、こういうことをやっていたらいいんじゃないかと思っております。武蔵野市も同様にやっているわけでありましたが、本組合も可能な限り、いわゆる生活給を保障しなければならないような実人生の真っ只中の人になるだけ少なくして、それ以外のところで少しやっつけていこう、わかりやすく言うところ、この作戦を立てているわけでございます。

しかし、今までの条例はあくまでも非常勤の職員をそういう形で使うという

ことを前提にしておりませんものですから、こういった新旧対照表にあるような比較的低額な規定しかしていないわけであります。むしろ、積極的に非常勤職員を使うということになりますと、勤務の内容とか、特殊性とか、例えば水処理の専門家といったら、かなりの知識を要するわけですから、俗に言う単純労働のようなわけにはまいりません。ですから、これは要所要所に応じて、必要な人材に応じて規則で決めて、そして採用しようと、こういうふうなことで弾力化をするものでございます。

しかし、弾力化をした場合に、恐らくご質問の趣旨は、背景は、給与条例主義の趣旨に反するのではないかというようなお気持ちもあるのではないかと思います。この組合の骨格をなす職員はフルタイムの職員でありますから給与条例主義でいく。しかし、補佐的な、特別的なチームについては、基本的なことを条例で決めて、あとは規則にお任せいただきたい。こういうことになるかと存じます。何卒よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第3号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり採決されました。

## **〔日程第8〕 議案第4号 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

**議長（江口和雄君）** 日程第8、議案第4号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** ただいま上程されました議案第4号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明申し上げます。

4月より雇用を予定しております、先のご賛成いただきました議案でのいわゆる嘱託員でございますけれども、この嘱託員に対して、職員に準じて旅費を支給するというのをねらったものでございます。

また、都内出張の際も、旧来から日当が出ていたわけでございますが、これらについて、都内に限っては廃止する。こういうことも併せて条例に盛り込んであります。

よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より内容説明を願います。事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、職員等の旅費に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

25ページをお開きいただきますと、改正内容が記載してございます。

一つは、嘱託員に、職員に準じた旅費を支給するための規定整備、それから島しょ地域を除きまして、東京都内全域への出張に係る日当については全て廃止するというので、これは従前、管理職800円、その他700円となっていたものでございますが、これを廃止する。それから、支給実績のない定額旅費規定の削除、その他規定の整備でございます。

以上、よろしく願いします。

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

す。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 討論なしと認めます。

これより議案第4号、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手全員であります。よって、本案は原案とおり可決されました。

## **〔日程第9〕 議案第5号 土地の取得について**

**議長（江口和雄君）** 日程第9、議案第5号、土地の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** ただいま上程されました議案第5号、土地の取得についての提案理由をご説明申し上げます。

29ページをお開き願います。なお、場所等を記した地図もお手元に配付しておりますので、ご参照のほどお願い申し上げます。

本件は、二ツ塚処分場の埋立用の覆土材置場として借用している相沢沖の用地につきまして、エコセメント化事業の実施により、二ツ塚処分場も今後長期間の埋立てが可能となるため、本年度より5年程度で買収を予定している第1年度分でございます。

なお、詳細については事務局長からご説明申し上げますが、地図で見てもわかりますように、谷戸沢処分場に隣接した区域でございます。この区域は地主さんが何軒かいるわけではありますが、相続等も発生したりいろいろな微妙な状況になってまいりました。これがまたいろいろなことになると困りますので、まずきちっと用地買収をしておくことに越したことはない、このように考えて判断した次第でございます。もし、この中の一角が他の所有になった場合

を考えると、非常に事業に差し障る。こんなふうに考えておりますので、何卒よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より説明をお願いします。事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、議案第5号、土地の取得について、ご説明申し上げます。

本件は、二ツ塚廃棄物広域処分場の埋立用の覆土材置場として現在借用しております相沢沖の用地につきまして、エコセメント化事業が本格着工し、二ツ塚処分場も今後20年以上埋立てが可能になると予想されますので、引き続きこの土地を長く使う必要があるということで、本年度より概ね5年程度で買収するものでございます。

資料1をごらんいただきますと、相沢沖用地の全体の面積は約7万8,000平方メートルでございます。谷戸沢処分場のちょうど挟んで西側に位置しております。

31ページをお開きいただきますと、本年度の買収内容が記載してございます。本年度は、13人共有地、2筆、8,668平方メートル、公簿上は山林であります。現況は雑種地であります。これを1平方メートル当たり1万7,400円、総額1億5,082万3,200円で買収いたします。買収単価につきましては、多摩地域の3社の不動産鑑定所に鑑定を依頼し、その結果に基づき決定したところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。7番、井上君。

**7番（井上三郎君）** ただいまの説明で、土地の買収の内容はわかりました。

しかしながら、今なぜこの土地を買収する必要があるのか。その具体的な理由をお尋ねします。

また、併せて、このまま借り続けた場合と今回買収する場合とのコスト比較はどうなっているのか。賃借を続けていた方が安上がりではないか。そのような考えもあるのですが、ご所見を伺いたいと思います。

**議長（江口和雄君）** 小山企画調整課長。

**参事 (小山伸樹君)** お答えいたします。

買収の具体的な理由でございますが、相沢沖の土地は、二ツ塚処分場の埋立終了後、原状に復帰した上で、地主に返還することを想定して、賃借を続けておりました。しかし、今後エコセメント事業の開始に伴いまして、二ツ塚処分場の大幅な延命化が図られるという変化が生じたため、長期間確保することが必要となりました。

こうした中で、借地では権利関係が非常に不安定でございまして、相続などで長期的・安定的に土地を確保することが困難になるというリスクがございます。このため、処分組合では、本件土地を買収することとしたものでございます。

また、このまま借り続けた方が安上がりになるのではないかとのお尋ねでございますが、不動産価格は大きく変動しますので、将来のコスト予測は困難でございます。しかし、長期的に考えた場合は、賃借を続けているより先買収した方が安上がりになると見込んでおります。以上でございます。

**議長 (江口和雄君)** 7番、井上君。

**7番 (井上三郎君)** 今の説明で大体わかりました。先ほどの説明では、全体の面積が約7万8,000平方メートルありまして、今回はそのうち8,600平方メートル余を買収するとのこととあります。今回、この8,600平方メートル余から買収する理由、また今後の買収計画についてもお聞かせいただきたいと思っております。

**議長 (江口和雄君)** 小山企画調整課長。

**参事 (小山伸樹君)** 今回8,668平方メートルの土地を買収する理由についてのお尋ねでございますが、この土地は現在13名の方による共有地となっております。このように、共有という所有権の不安定な土地でございますので、優先して買収交渉を進める必要があるため、この度、最初を買収することとしたものでございます。

次に、今後の買収計画でございますが、来年度は今回と同じ地主の方が所有する土地を買収する予定でございます。これは、本件が公共用地の取得に伴う所得税優遇措置の適用対象となっております。地主の方に税制上の不利が生じないよう配慮する必要があるからでございます。

なお、それ以降の計画につきましては、今後、地主の方の動向などを見ながら、順次買収を進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（江口和雄君）** 17番、田辺君。

**17番（田辺良彦君）** 覆土材置場を確保し続けなければならない。それ自身は当然必要なことだと思っておりますが、これまで借りていて、今ご説明あるように、改めて買うという選択をされるわけです。権利関係が不安定になるというのは、一つの判断を変更する要素にはなり得ると思うのですけれども、買わないと確保できなくなっていく。そういう危険というのかな。そういう見通しを具体的にお感じになっているのでしょうか。例えば、買ってほしい。買ってくれないなら、ほかに売りたいというご希望の地主さんがおいでになるとか、それならそれで判断しないとけないというのも理解するところなのですけれども、その辺が一点。

それから、もう一点は、長期的には借り上げよりも買った方がコストは安くなるというふうに言われました。その数字的な根拠を言える限りでお示しいただければと思います。ちょっと賛否に係わる、判断の大事な材料だと私自身は受け止めているので、お願いしたいと思っております。

**議長（江口和雄君）** 小山企画調整課長。

**参事（小山伸樹君）** 買収しなければならないというリスクがあるかどうかというお尋ねでございますが、今年に入りましてから、既にもう2名の方で相続が発生しております。地主さんの状況を見ましても、高齢の方が多くございまして、皆様それぞれにお子様とかもいらっしゃいまして、このまま賃借というわけにはいかないということを非常に強く感じているところでございます。

それから、コストのことでございますけれども、現在、年間賃借料として3,500万円のお金を払っております。これが概ね30数年間借り続けると大体10数億円という数字になると思っております。先ほど申し上げましたように、コストというものは、不動産価格は常時変動しておりますので、現在の状況がずっと続くかどうかはわからないのですけれども、現時点のレート、相場で考えた場合、やはり13億ぐらいかかりますので、30数年ぐらいで収支がトントンになる。

ただ、借り続けると、今度は終了したときの原状復帰費用とか、相続が発

生したときには一筆丈量図を全部取り直さなければなりませんので、そういうような費用も一方で加味しなければならないという実態がございます。

コスト分析については、私どもとしても大変入念にやっておりますので、買った方がいいというのは自信を持って申し上げることができると考えております。以上でございます。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** それから、もう一つ、今いろいろな工事を二ツ塚でやっております。その工事の一時の残土とかなんとかというのは、全部ここを使っているわけですが、もしここが使えないということになると、遠距離にそういうものをつくらなければなりませんから、当然工事費なんかに反映してまいります。したがって、表に出てくるお金はトントンぐらいかなあと思っておりますけれども、例えば距離が倍になれば、トラックの輸送も倍かかるわけですから、そういうトータルなことを考え、なおかつ権利の安定というようなことを考えると、先へいけばいくほど使う時間は短くなるから、トータルではあれですから、エコセメントの方向が決まりましたので、この辺で決断して、やったらいいかなと、こんなふうな総合的な判断であります。

**議長（江口和雄君）** 17番、田辺君。

**17番（田辺良彦君）** ご説明を伺って、概ね了解をいたしますが、各組織団体とも厳しい財政の中にあるので、是非可能な限り経費を抑える努力はお願いしておきたいと思っております。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号、土地の取得についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

議長（江口和雄君） 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

**日程第 10] 議案第 6号 平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について**

**日程第 11] 議案第 7号 平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金について**

議長（江口和雄君） 日程第 10、議案第 6号、平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について及び日程第 11、議案第 7号、平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金については、それぞれ関連がございますので、2案を一括議題といたします。

提出者より 提案理由の説明を求めます。土屋管理者。

管理者（土屋正忠君） ただいま上程されました議案第 6号、平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算について、また議案第 7号、平成 16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金の2件について、提案理由をご説明申し上げます。

予算総額、負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況に鑑み、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑制するように努めてまいりました。

それでは、議案第 6号について、まず最初にご説明申し上げますが、35ページをお開きいただきたいと存じます。

予算案は、第一に、歳入歳出予算とも218億8,190万8,000円に、第二に、地方債の限度額を定めております。第三は、一時借入金の最高額を50億円とするものであります。

主な計上事業としては、エコメント化施設建設工事費141億円並びに二ツ塚及び谷戸沢処分場の維持管理費などになっているわけであります。

次に、41ページの議案第 7号をお開きいただきたいと存じます。

本案は、平成 16年度の組織団体の負担金につきまして、総額83億9,938万4,000円のご負担をお願いするものでございます。

前年度に比べまして、エコメント事業関連経費の大幅な増加により、国

都補助金及び組合債が増額となったものの、1億9,344万円余りの増額にとどまっております。

両議案の詳細は、事務局長から説明いたしますが、よろしくご審議の上、全会一致での可決をお願いいたしたいと存じます。

**議長（江口和雄君）** 引き続き、事務局より内容説明をお願いします。事務局長、影山君。

**事務局長（影山竹夫君）** それでは、議案書33ページをお開き願います。議案第6号、一般会計予算でございます。

35ページをお開きいただきますと、16年度予算が記載してございます。

予算案は、第一に、歳入歳出予算ともに218億8,190万8,000円とし、第二に、地方債の限度額を定めております。第三は、一時借入金の最高額を50億円とするものでございます。

本年度は、エコセメント化施設の建設工事費の中間払いが11月に予定されており、一時的に歳計現金の不足も考えられますので、借入金の最高額を昨年度より40億円増額いたしております。

それでは、予算案の内容につきまして、別冊の「一般会計予算及び同説明書」、これに基づきまして、説明させていただきます。

7ページと8ページに、事項別明細書の総括表が掲載してございます。

歳入歳出予算は218億8,190万8,000円、前年度当初予算比で121億5,405万8,000円、124.9%の増、最終予算比で104億6,109万6,000円、91.6%の増となっております。

増額の主な要因でございますが、エコセメント化施設の建設工事費が大幅に増額になったことによります。

平成16年度からは、いよいよプラント建設工事が本格的に進められることとなります。これに伴い、衛生費の工事請負費が大幅に増額となっております。

それでは、初めに、歳入についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金は、管理費分5億3,500万円、事業費分78億6,438万4,000円の合計83億9,938万4,000円でございます。

算出方法につきましては、7号議案で後ほどご説明いたします。

第2款、国庫支出金でございますが、エコセメント化施設建設工事に対する国庫補助金が41億5,457万7,000円、その他に、特定資金公共投資国庫補助金が1億9,272万5,000円で、合計43億4,730万2,000円となっております。

この特定資金公共投資国庫補助金でございますが、NTTの株式売却益を財源とした無利子貸付を実施したものであり、2年間据え置きの後、平成16年度より3年間で元金のみ償還を行うに当たり、返済額と同額の補助金を受けられるというものでございます。

続きまして、第3款、都支出金は5億7,276万1,000円で、エコセメント化施設建設工事に対する都補助金であります。

12ページ、13ページをお開き願います。

第4款、財産収入のうち、第1項、財産運用収入は、基金の預金利子、谷戸沢処分場隣接地の斎場組合などに貸し付けている土地の賃料でございます。

第5款、繰越金は、当面15年度から3億9,000万円を見込んで計上いたしました。

第6款、諸収入では、歳計現金預金利子と肉骨粉焼却灰等の処分費、工事に伴う公共料金の企業負担分等の見込額を計上いたしました。

14ページ、15ページをお開き願います。

第7款、組合債は、国庫から60億6,930万円、都の振興基金を20億6,800万円、合計81億3,730万円を起債見込みとして計上いたしました。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開き願います。

第1款、議会費でございます。議員報酬を初め、議会の諸活動に要する経費として、1,151万円を計上しております。15年度に比べ、82万円の減額となっておりますが、これは昨年度は統一地方選が行われ、議員の改選が見込まれる中、報酬の重なり分を計上したものでございます。

次に、第2款、総務費は1億4,442万9,000円とし、15年度に比べ、267万8,000円の増額となっております。

まず、第 1項、総務管理費は、理事の報酬や職員 6人分の人件費、その他事務的経費でございます。

第 2項、監査委員費は、監査委員報酬を初め、監査委員の活動に要する諸経費となっております。

各費目別の予算額は、16ページ、17ページの下段から、20ページ、21ページにかけて掲載しております。

続きまして、22ページ、23ページをお開き願います。

第 3款、衛生費、第 1項、清掃費は 184 億 5,924 万 9,000 円で、予算総額の 84%を占めております。前年度対比では 121 億 2,951 万円の増額となっております。

まず、第 1目、清掃総務費は、職員 20人分の人件費や 16年度の主要事業であります ISO 14001の認証取得に要する費用、その他の事務費用など、3 億 5,521 万 8,000 円を計上しております。前年度対比で 826 万円余りの増額でございます。

職員数は、二ツ塚処分場第 2期建設工事に携わった事業課職員 2名を減員としておりますが、これに代わり 16年度からは、先ほど説明しました嘱託員を雇用し、今後エコセメント化施設の運営等によりますます高度化が予想される組合事業に対応する組織体制を整えていく予定でございます。

各費目でございますが、第 13節、委託料は、ISO 14001の認証取得作業業務委託、広報関係につきましては、組合広報紙であります「処分組合ニュース」の発行及びエコセメント事業広報展開に係る経費等でございます。

第 19節、負担金、補助及び交付金には、「三多摩は一つな」交流事業」の補助金などを計上しております。

次に、第 2目、二ツ塚処分場費は 24 億 5,568 万 7,000 円を計上しております。前年度対比では 2 億 3,500 万円余りの減額となっております。

各費目につきましては、22ページ、23ページから、28ページ、29ページに記載してございます。

まず、24ページ、25ページをお開きください。

第 13節、委託料は、説明欄記載のとおり 処分場の維持管理などに係る

建設発生土の処分、廃棄物埋立業務、浸出水処理施設運転管理業務、生活環境モニタリング調査、土堰堤等築造など、各種業務に 10 億 5,570 万円を計上しております。

26ページ、27ページをお開き願います。

第 15節、工事請負費は、電気式漏洩検知システム更新工事や管理人孔 No 1浸出水送水管布設工事など、維持管理に係る工事経費として 1 億 4,700 万円余りを計上しております。前年度対比では4億 1,391 万円の減となっております。

これは、15年度予算においては、第 2期工事エリアへの埋立開始に伴い、増大する浸出水対策として、仮調整池設置工事や仮最終覆土整備工事、管理人孔 No 1ポンプ設置工事を行ったものが、今年度皆減となっていることによるものです。

第 17節、公有財産購入費は、議案第 5号でご説明申し上げましたとおり相沢沖覆土材置場用地を15年度に引き続き買収を進めていくものであります。当該用地につきましては、15年度から5年間をかけて買収を行う計画としております。16年度におきましては、この2年目といたしまして、2万 1,700 平米余りを買収する予定といたしております。

28ページ、29ページをお開き願います。

第 19節、負担金、補助及び交付金は、二ツ塚処分場設置に係る地元への地域振興費でございまして、内訳は、日の出町との基本協定に基づく地域振興事業費が 6 億円、秋川流域開発振興協議会へ魚の放流事業費として 2,000 万円を、それぞれ交付することにいたしております。

次に、第 3目、谷戸沢処分場費でございます。予算額は 6 億 5,394 万 1,000 円で、対前年度比 1 億 2,050 万 9,000 円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、16年度に谷戸沢処分場開設 20周年を迎えるに当たり 当組合と26の組織団体、地元日の出町とともに開催いたします「多摩環境フェスティバル」を挙げる準備を進めており、この事業に要する経費と、これに伴い 2期エリアにビオトープを整備する予定であり、これらが主な増額要因となっております。

各費目につきましては、28ページから29ページ、31ページに記載してご

ざいます。

まず、28ページ、29ページをお開き願います。

第8節、報償費は129万円余りとなっております。16年度から、新規事業といたしまして、谷戸沢環境指導員を設置する予定でありまして、この経費を新たに計上してございます。谷戸沢処分場を訪れる見学者に、復活した豊かな自然を案内し、理解を深めていただくことを目的としております。

第11節、需用費には、浸出水処理施設用の消耗品費や光熱水費、修繕料8,481万2,000円を計上しております。

第13節、委託料には、処分場内施設管理業務、浸出水処理施設の運転業務、生活環境モニタリング調査など、処分場の維持管理に係る経費とともに、谷戸沢20周年記念式典、「多摩環境フェスティバル」の実施に係る委託費、またビオトープ、フラワーゾーンの整備と維持管理に係る経費を計上しており3億7,662万円余りを計上しております。

30、31ページをお開き願います。

第14節、使用料及び賃借料は、処分場内の町有地、国有地の借上料などでございます。

第15節、工事請負費では、ビオトープの整備工事のほか、ガス抜管整備工事、地下水集排水管補修工事など、1億2,463万円余りを計上しております。

第19節、負担金、補助及び交付金は、日の出町との協定に基づく水質調査等の負担金として、2,000万円を計上しております。

次に、第4目、エコセメント事業費でございます。149億9,440万3,000円で、前年度に比べ122億3,603万円余りの大幅な増額となっております。

第13節、委託料では、施設建設工事を初め、各種工事に係る監理業務委託等、1億2,670万1,000円を計上しております。

第15節、工事請負費は、144億6,525万円となっております。施設建設工事は、全体施工率の約52%に当たる141億2,775万円、その他施設関連電力引込工事費1億3,000万円、給水管布設工事1億9,200万円などが主なものでございますが、18年度4月の本格稼働に向け、万全の整備

を進めてまいります。

第19節、負担金、補助及び交付金は、日の出町との協定に基づき、エコセメント化施設の設置に伴う下水道建設の負担金 4 億円を計上しております。

なお、日の出町に対しましては、協定により 3年間で 11 億円を負担することにしており 16年度は3年目、最終年度分となっております。

次に、第4款、公債費は、谷戸沢処分場及び二ツ塚処分場の建設工事に係る政府債及び東京都の区市町村振興基金の返還金で、合計 30 億 1,669 万円余りを計上しております。

以上が、歳出の主なものでございます。

なお、36ページ以降には、給与費の明細書、債務負担行為に関する調書、組合債の現在高等に関する調書、歳入歳出経費別内訳を掲載しております。

後ほどごらんいただきたいと思っております。

議案書の38ページにお戻りください。

第2表の地方債でございますが、16年度はエコセメント化施設建設事業債として、81 億 3,730 万円を計上しております。

続いて、一括議題となっております平成 16年度の負担金についてご説明申し上げます。

41ページの議案第7号をごらんいただきたいと存じます。

43ページに、16年度の組織団体の負担金の一覧、44ページには、算出根拠と内訳が記載されております。

管理費につきましては、均等割と人口割で算出しました。事業費分につきましては、谷戸沢処分場、二ツ塚処分場、エコセメント化施設建設のそれぞれに係る負担金を合計して算出しております。

なお、谷戸沢処分場の埋立終了に伴う清算金につきましては、15年度で終了しております。

負担金につきましては、組織団体の厳しい財政状況に鑑み、歳出額の縮減に努め、極力増加を抑えております。

以上、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

**議長（江口和雄君）** 以上をもって、説明は終わりました。

質疑はございませんか。6番、田中君。

**6番（田中愼一君）** 議案第6号の一般会計予算の中の説明書、ページ25になりますが、委託料の中に、第三次廃棄物減容化基本計画策定調査委託というのがありまして、これに絡めて減容化計画についてお聞きをしたいわけでございます。

府中も大分努力不足で、追徴金を大分取られておりまして、お蔭様で土屋管理者、こちらの方からも厳しくご指導いただく中で、大分努力をさせていただいておりますが、そもそも減容化計画というのは、どういう趣旨というか、どういうことで始められたのか。再度それを確認したいですし、努力もしたいということで、この件についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

**議長（江口和雄君）** 大内事業課長。

**参事（大内浩之君）** 減容化計画は、処分場に搬入される廃棄物をできるだけ減らして、処分場を長く活用するといった趣旨で策定された計画でございます。この計画の特徴は、経済的なインセンティブにございます。目標値を達成できた団体には還付金を、また逆に達成できなかった団体には追徴金を課すという仕組みを有しております。

この結果、谷戸沢処分場では、当初の計画より先約1年間延命化を図ることができました。二ツ塚処分場におきましては、現在、第二次減容化計画の実施により、計画的な埋立てを行っているところでございます。以上です。

**議長（江口和雄君）** 6番、田中君。

**6番（田中愼一君）** 今ご答弁いただきましたけれども、二ツ塚処分場の第二次減容化計画ということが実際に動き出しているということなのですが、これはどのくらい成果が出ているか。この効果が出ているかということが大事だと思いますので、どんなものなのか、その辺についてお聞きしたいのと、あと、今ご答弁いただいたと思うのですが、第三次の計画の策定スケジュール、今後の減容化のスケジュールなのですが、以上について再度お聞きしたいのですが、よろしく願いします。

**議長（江口和雄君）** 大内事業課長。

**参事 (大内浩之君)** 現在の減容化計画の成果ということでございますけれども、今の第二次減容化計画がスタートいたしましたのは平成9年度でございます。平成9年度から14年度までの減容実績の累計は約7万立方メートルでございます。これは、小学校の25メートル・プールでいいますと約190杯分に相当いたします。処分場でいきますと、約半年間分の搬入量に相当いたします。

また、第三次計画の策定スケジュールということでございますけれども、この第三次の計画は、エコセメント施設稼働の18年度から実施する計画と位置づけております。今年度は素案として取りまとめを行い、来年度は、仮称ですけれども、策定委員会といったものを立ち上げまして、公の場でご意見をいただき、年度末、いわゆる16年度の末には本計画として完成させたいと考えております。17年度は、計画の周知徹底と18年度予算への反映と、このように考えております。

埋立ての廃棄物をできるだけ減らそうといった発想は、廃棄物行政の根幹となる考え方でございます。処分場は貴重な埋立空間でございますので、これからもできるだけ有効活用を図ってまいりたいと考えております。以上、よろしく願いいたします。

**6番 (田中慎一君)** 最後に、ちょっと意見。

**議長 (江口和雄君)** 田中君。

**6番 (田中慎一君)** 議案第6号と7号、両方ありますので、ひっくるめて意見を言わせていただきますが、お願いもしたいわけです。

今、第三次計画の策定スケジュールということで、計画の年次とその達成の方向性が示されていくと思うのです。是非各構成市の管理者、副管理者がきょういらっしゃいますが、意見を十分反映していただく中で、また努力目標みたいなものもはっきり示していただくようなことが大事なのではないかと思えます。特にエコセメント工場の件もありますが、管理者に特にお願いしたいわけですが、市長会、各構成市、しっかりリーダーシップをとっていただいで進めていただくように、強くお願いをいたします。

そういうことをお願いしながら、6号議案と次の各市の負担金関係の7号議案については、私は、府中市としては賛成をいたします。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** ご注文をいただきましたので、お答え申し上げますが、今、事務方からお答えしたとおりでございますけれども、ご承知のとおり、このままでいくとあと10年というのが、エコセメントを導入することによって、さらに15年ぐらいということでございます。いずれにせよ、25年というところにいらっしゃる方で、若い議員さんは、まだその頃隆々と議員活動をやっておられると思いますけれども、それはともかく、25年というのはすぐに来てしまう年月であります。それまでに完璧にゼロになれば、それに越したことはないのですけれども、そういうことで果していけるかどうかということについては、いつも不確定要素を持っているわけでありまして、また内陸型でどうだということもありますので、エコセメントはエコセメントとし、またそれ以外にプラスチックをどうするかといったような課題もあって、この間、都の清掃審がプラスチックを焼却すると、こういう方針を出しましたが、どういうことになるかは別にして、いろいろなことをやりながら、ともかく日の出の皆さんにご協力をいただいて、そしてそこそこに運営していきたい。こう思っているわけでありまして、そういうこともありますので、構成市全員がそれぞれの立場で減量化に、それぞれの組織市に帰って取り組まなければならないだろうと思っております。

今ご指摘ありましたが、減量化計画は、正確に言いますと、各市の単独事業でございますから、処分組合としてはある程度の動機づけというか、ガイドラインというか、そういうことでお願いしているわけでありまして、実際にどこが取り組むかと思うと、最終的には各市が取り組むのですけれども、各市の連合であります東京都自治調査会の中にリサイクル会議というのがございます。これは、市長会の会長が議長を務めて、東京多摩リサイクル会議を設置しているわけでございます。つまり、ここは一つの組合ということになりますけれども、各市連合のその協議会で決めていくということになるだろうと思っております。議長は今、町田の市長であります。次の議長も決まっているようでありまして、よくその辺の趣旨をお伝えいたしたい。このように考えております。

**議長（江口和雄君）** 議長の不手際で、質疑は2回までということございまして、後ほど討論、意見の時間を取りますので、大変申し訳ございません

でした。

次の質疑にいきます。26番、谷君。

**26番 (谷四男美君)** それでは、何点か質疑いたします。

まず一点目に、23ページのISO 14001、この取得事業についてお聞きしますけれども、これは新しいメニューだと思います。環境マネジメントシステムの国際規格、これを取る目的と思われましてけれども、この事業をする目的、ねらい、それからどのような取得作業のための具体的な作業、どういった内容があるのか。これについて一点目、伺います。

二点目に、25ページの関係でございます。相沢沖という話もさっき出たのですけれども、これと関連はないと思えますけれども、委託料の一番上の建設発生土処分委託というのがあります。2億4,000万の予算が計上されておりますけれども、これは完璧に業者に委託して、どこかへ残土処分をするものと思われまして。先ほど管理者からの説明もありましたけれども、相沢沖は一時ストックとか、積替保管とか、そういうことだけに使われて、残土処分の委託とは余り関係ないのかなと。これは確認になりますけれどもね。これは確認だけで結構でございます。詳しいことは結構でございます。

三点目に、これも環境に関することで、27ページが一番上の委託料の中で、植物・動物保全措置業務委託。その下の環境影響事後調査というものもありますけれども、モニタリング調査もやります、この植物・動物の保全措置業務委託ということは、どういうところに重点を置いて、この委託を行っているのかなと。この点でございます。その重点について、どういうところを主に中心にねらいを置いて委託をしているのか。これについて伺いたいと思えます。

最後に、四点目に、31ページの、これも新しい予算措置で、ビオトープという聞き慣れない言葉。先ほども説明がありましたけれども、これは学校とか、自治体なんかでは、何か取り入れてやっているなんていう話も聞きます。これについても、ビオトープをする事業の目的、そして工事の内容、これについて伺いたいと思えます。

以上、四点お願いします。

**議長 (江口和雄君)** 谷津環境課長。

**参事 (谷津寿夫君)** 四点ほどご質問がありましたので、相沢沖の残土の

委託事業以外の三点について説明したいと思います。

まず、ISO 14001についてお答えいたします。

処分組合では、従来から廃棄物の埋立事業から生じる環境への負荷を継続的に低減させる取り組みを行ってきました。この取り組みを環境マネジメントシステムとして構築し、環境負荷の軽減を一層推進するため、処分組合として環境マネジメントシステムの国際規格であるISO 14001の認証取得を目指すことといたしました。

次に、ISO 14001の取得作業委託の具体的内容でございますけれども、まずISO 14001の規定の整備の支援を受けるという作業でございます。次に、職員の研修、内部監査を行うための支援、審査を受けるための支援、さらに環境報告書を作成するための支援などが含まれております。また、処分組合として認証取得を目指しますので、処分組合の事業の委託を受けている現地の委託会社も運営対象として含まれることになります。

次が、二点目でございます植物・動物保全措置とか、生活環境モニタリングとか、そういう言葉について説明してほしいということでございますけれども、まず植物・動物保全措置でございます。

これは二ツ塚処分場に関係する事業でございます。環境アセスメントを二ツ塚処分場をつくる際に行いましたけれども、このときに行うとされた動植物に対する保全対策でございます。これは、開発区域において確認された貴重な動植物などを移殖し、またその後の生育状況などをモニタリングする調査を行います。具体的にはエビネやカンアオイなどの植物、トウキョウサンショウウオ、タゴガエルなどの動物を保全するとともに、生育や生息状況を調べているという事業でございます。

次に、生活環境モニタリングという話が出ました。生活環境モニタリング調査は、二ツ塚と谷戸沢処分場、両方でございます。これは公害防止協定等に基づく調査でございます。谷戸沢・二ツ塚両処分場内及び周辺における水質、土壌、大気などを定期的に調査しております。この調査は、町や地元自治会の立ち会いの下、調査を実施し、その結果は町や地元自治会、そして議員の皆様へ報告するとともに、処分組合のホームページでも公表しております。

あと、同じような名前で、ちょっとだけ追加させてもらいますけれども、生態モニタリング調査というのがございます。ちょっと似ているので、何かなと思いますが、これは谷戸沢処分場に関する調査でございます。処分組合は谷戸沢処分場の建設前から埋立てを終了した現在まで、埋立事業の実施が周辺の自然環境にどのように影響を及ぼし、その影響はどの程度であるかを把握するため、動植物の生態の変遷を明らかにしてきました。この調査を生態モニタリング調査といたします。平成14年2月には、18年間蓄積された膨大な調査結果を検討会で分析・検討・評価し、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場生態モニタリング調査報告書として公表しております。

三点目が、ビオトープについてのご質問だったと思いますので、ビオトープについてお答えしますと、まずビオトープの目的でございます。

ビオトープを整備する目的は、谷戸沢処分場は埋立てを終了して約6年が経過しました。この間、埋立地には新たな草原や池ができることによって、新たに草原や水辺の動植物が見られるようになっていきます。また、処分場の周辺の残留緑地には、従来から動植物が引き続き生育しております。このため、これらの多様な動植物が、質・量ともより多く生存・生育できるよう整備するのがビオトープの整備工事です。また、多くの動植物が生存・生育できることは、処分場の安全性の再確認にもつながります。

次に、ビオトープの整備工事ということで、主なものを説明させていただきますと、まず一つは、谷戸沢処分場の周囲にある広葉樹林の中を歩いて回る散策路の整備です。次に、清流復活用貯水池がございますけれども、それを利用した水辺の生物が棲める湿地ゾーンの整備を行います。さらに、谷戸沢処分場で発生する落葉等を肥料として再利用するため、間伐材を利用した堆肥化施設の設置等を行うというのが、主な内容でございます。

いずれにしても、環境を大切にしたいというのは処分組合でも同じでございます。先生のお考えも十分踏まえて事業を行っていきたいと思います。以上です。

**議長（江口和雄君）** 大内事業課長。

**参事（大内浩之君）** 建設発生土処分委託についてということでございます。

処分組合の管理地で、建設発生土と残土の置場として活用しております相沢沖にあります残土のうちの約6万立方メートルを対象といたしまして、日の出町にあります宮本地区というところに搬出・運搬・処分する業務でございます。

これは、昨年、組合と日の出町との間において締結いたしました協定書の内容に基づきまして、町に対して委託する。このような業務でございます。

**議長（江口和雄君）** 26番、谷君。

**26番（谷四男美君）** 最後にお答えのありました建設発生土の関係は、これで終わります。

それでは、再質疑を行います。まず、一点目のISO14001の取得事業の関係でございますけれども、ISO14001を取ればいいということではなくて、取ることによって、姿勢を見せることによって、処分組合が自然に対しても、環境に対しても、前向きに取り組んでいるんだよと、こういうことを示す必要が私はあると思うんですね。そういう点では、常に周辺に迷惑をかけない施設であることを心掛けて、これからも一生懸命いくんだ。

こういう意思表示がISO14001の取得事業につながったと、こういうふうに解釈してよろしいのかなと、その姿勢を改めて再確認します。

それから、三点目の植物・動物の保全、あるいは生態モニタリング調査、環境調査のことで伺います。アセスメントの関係もありますけれども、この調査のチラシを見ますと、野性生物、植物等の生息空間を保持する。あるいは、これからどのようにした管理をしていけばいい自然の生態が守られるのか。そういう報告がなされているのです。そこで、この中にも書いてあるのですが、人工林というのはスギとか、ヒノキですよね。スギとか、ヒノキというのは保水力がはっきり言って余りないですよね。やはり照葉樹とか、広葉樹の方が、絡まった自然生態の山の方が山林としては好ましい形態なんですよ。そういうことで、この調査の中で報告の位置づけ、検討した結果の方向づけというのは、周りを回っている人工林をある意味では、間伐した後を、草地のこともありますけれども、広葉樹とか、保水力のある、小動物が生息できるような山林にするような方向づけの調査の結果というのはなかったのかなと、そういうふうにしていきなさいよというね。それをちょっと聞きたいのですが、そういうのがあっ

たのかどうか。

最後に、ビオトープの関係でございますけれども、これは大体湿地の草原、広葉樹のところには散策路をつくって、自然に親しんでもらう。自然に親しんでもらうのは結構なのです。間伐材の堆肥化等、いろいろいい事業なのですが、これも再確認しますけれども、自然に対して常に人間というのは謙虚でなければならない。そういう自然が一番大切だと私は思うんですよ。どんどん山を削って、ごみが出るからしょうがない。確かにしょうがないんだけど、最小限に自然を傷つけないやり方でもって、組合というのがいかにしたらごみをリサイクルして、少なくして、そして自然と共生するような方法でもって、どうしたらごみを減量化して処理できるか。私はこういう一語に尽きると思うんですよ。そういう環境の点はいつも私は頭の中にありますので、ビオトープについても先ほどの最初の質疑と同じように、自然に対して常に人間は謙虚にならなければならない。こういったことを大前提としてビオトープも建設されるのではないのかなと、これも再確認いたします。

**議長（江口和雄君）** 事務局長。

**事務局長（影山竹夫君）** 三点ご質問があったと思いますので、一問目は私が答えさせていただきまして、二問目、三問目は環境担当の谷津の方から答えます。

ISOを取る姿勢といいますが、意義は、谷議員言われたとおりでございます。処分組合は埋立てを行う上で最善の注意を払って、環境に影響を与えないという埋立業務をやっておるわけですが、さらに進んで、業務そのものも、より環境に負荷の少ない方法を採用入れよう。そういうものでございます。

それから、先ほど情報公開のところとも関連ありますけれども、今までいろいろな各種調査の結果なんか、処分組合ニュース、インターネットのホームページ、プレスリリース、各種パンフレット、年間 5,000 人を超える方が谷戸沢処分場・二ツ塚処分場の見学に来ております。そういうあらゆる手段といいますが、ツールを使って広報はしているのですが、さらにこれをわかりやすいものにしていこうということで、ISOを取りっ放しということではなくて、先ほどの説明にもありましたけれども、環境報告書ということでもとめて、より

わかりやすいもの、より体系的なものを情報提供していきたい。その一つの手段としてISOを使っていこう。そういう趣旨でございますので、よろしくご理解のほどをお願いします。

**議長（江口和雄君）** 谷津環境課長。

**参事（谷津寿夫君）** では、二点ほどお答えいたします。

一つは、動物・植物、あるいは生態モニタリング関係で、人工林について何か報告はなかったかということでございます。まさしくおっしゃっておりますとおり「18年間にわたる生態モニタリング調査の結果」というのが平成14年2月に出されましたけれども、その中でも人工林については、やはり自然の状態に戻していくのがいいのではないかと。自然林とかですね。そういうことで、一つの提案としては林相転換というのを提案されています。

そういうことで、うちの方でどのように行っているかと人工林について少し強く間伐を実施した後、例えば自然と広葉樹が生えてくるのを待つ。なかなか生えてこない場合は移殖するかもしれませんが、そういうものを通じてより自然に近い状態にする。そうすることによって、他の動植物もふえてくるというようなことが期待できますので、そういうものを考えているということでございます。

もう一つ付け加えますと、「18年間にわたる生態モニタリング調査の結果」の中で、ビオトープを是非やったらいいのではないかとご提案もありました。それを今回、事業として実施していこうということでございます。

次が、ビオトープ関連で、我々人間は自然に対して常に謙虚でなければならないというご意見でございましたが、それはまさしくおっしゃるとおりでございます。環境にできるだけ負荷をかけないということをやっていかなければいけないということで、この考えの反映が今回事業として取り組むことになりました。ISOにもつながってくるのだということだと思いますので、ご趣旨を十分生かしていきたいと思っております。以上でございます。

**議長（江口和雄君）** 16番、小野沢君。

**16番（小野沢久君）** 幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

30ページ、31ページのエコセメント事業費の関係なのですが、本年1月26日に起工式が行われ、工事が始まっていると思っております。16年度予算につ

いては、エコセメント事業費が全体の約7割を占める149億という大変大きな費用になっております。このうちの工事請負費が144億というこれまた相当なウェートを占めるわけでございますけれども、この辺の工事内容について、どのような形の工事が行われるのか。説明があったかと思うのですが、この辺一点目、お願いいたします。

もう一つ、心配事があるのですが、私どもでは、ここへ出てきますと、議会にきょうの報告をするわけなのです。その中で、施設稼働後に生産されるエコセメントが本当に売れるのか。大丈夫なのかという質問が出てくる。ですから、そこら辺、確認を含めて、売れるのか、実際に流通するのかというその辺のところを確認したいと思いますので、お願いをいたします。

それから、これも稼働後の運営費の負担なのですが、いまだかつてまだどのような形になるのかというは示されていない。20年で530億の委託料という莫大な費用がかかるわけなのですが、この運営費に関する負担がどういう形になってくるのか。非常に構成自治体としては、これから費用のかかる中で大変な負担になってくると思うので、その辺の負担の考え方とか、算出方法はどのような考えがあるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

もう一点、エコセメント化施設の稼働に際しまして、地元日の出町に対する対応なのですが、日の出から頼まれたわけではないのですけれども、これだけの例えば施設ができれば、それなりに町に与える影響はあろうかと思うのです。起工式のときにも町長さんも大分訴えていまして、日の出町の振興策、あるいは経済の活性化、特に雇用の拡大とかといったことで、地元は期待をする部分があると思うのです。地元でなくても、これだけの施設ができれば、やはり雇用はどのくらいあるのかなと、どこでも思うことであると思いますので、その辺の対応というか、考え方をお尋ねしておきたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** 最後の項目については、相対的な立場で私の方から答弁申し上げますが、日の出町を代表する立場の町長さんから、「エコセメント事業を受け入れるに当たっては、地元経済の活性化については当然配慮してくれるんでしょうね」と、こういうご要請を承っております。したがっ

て、私どもも、「それはもう地元が活性化することは大変結構なことから、何卒よろしく願いたいします」と、こう申し上げているわけですが、起工式でもああいふご発言、ご指摘もありましたので、なお一層留意をしながらやっていきたいと思っております。

ただ、この種のこと、青木町長さんは町民のお立場を代表しているわけですが、私どももまた特別地方公共団体の責任者という立場で、個別的に業者同士でやらせてしまっているのかどうかということもありますので、そういうことも含めて、ある程度の指針を町と組合とが話し合っ、て、こういふことでどうですかというルールづくりをある程度した方がいいのかなと思っております。ご指摘の点は重々今後とも生かしていきたいと思っております。

**議長（江口和雄君）** 中島エコセメント準備室長。

**参事（中島二三男君）** それでは、三点目については、管理者の方からお答えいただきましたので、私の方から一点目と二点目につきましてご答弁いたします。

まず、最初の16年度の主なエコセメントの工事とエコセメントの流通に関する話でございます。

16年度の予定されている主な工事でございますけれども、クリンカを焼成するようなロータリーキルンなどの焼成設備ですとか、クリンカを粉砕する粉砕設備、大気汚染防止のための排ガス処理設備、重金属を回収する重金属回収設備などの設置とそれらを入れる建屋の建設を主に行っていくこととしております。これらの工事が16年度末で終了いたしますと、建物としては約6割の出来高になる予定でございます。

それから、先ほど31ページにあります工事請負費の144億というお話がありました。この中には本体の建設工事以外にも、本体に給水する給水管の布設工事、電力の引込工事、こういった工事も含まれております。

エコセメントの流通についてでございますけれども、生産されるエコセメントは普通エコセメントでございます。普通エコセメントは、通常のセメントと同等の品質を持っておりまして、普通セメントとほぼ同様の分野に使用できます。

エコセメントにつきましては、14年の7月に、日本工業規格が制定されておりまして、昨年12月には、生コンの日本工業規格の一部が改正されまし

て、生コン材料のセメントに普通エコセメントが追加されて、より円滑な流通の基礎ができたのではないかと考えております。

組合といたしましては、受託者である太平洋セメントグループの販売力でずとか、流通力、そういったものを最大限に活用するとともに、東京都や処分組合の皆様の構成団体等を含む多摩地域の各市町村の公共事業などにおきまして、積極的な使用を推進することなどによって、円滑な流通が図られるのではないかと考えております。

それから、事業運営費の負担金の考え方と算出方法についてのお尋ねでございましたが、事業運営費の負担金の考え方については、焼却灰の搬入実績の重量を基礎としまして、各組織団体のいろいろな減量努力ですとか、そういったものが反映されるような仕組みを考えていきたいと思っております。

これらの算出の方法につきましては、先ほど話が出ました第三次廃棄物減容化計画の策定とも絡みますので、その進行状況も踏まえまして、エコセメント推進委員会幹事会等で検討を進めて、16年度中には基本的な考え方をお示ししていければと考えております。以上でございます。

**議長（江口和雄君）** 16番、小野沢君。

**16番（小野沢久君）** ありがとうございます。ご答弁いただきまして、工事の関係なのですが、先ほど管理者が言われた1日 3,000万、1ヶ月 10億円。大変な費用と非常に忙しい仕事になるのではないかと思いますので、是非ともその辺の施工監理をしっかりといただいて、万が一にも間違いのないようなものができるように、是非監理をしっかりといただきたいと、ご要望申し上げます。

運営費の方の負担金の関係です。なかなか難しいことだと思っておりますので、すけれども、それぞれの自治体が努力をしている部分があるので、その辺も加味していただいて、是非ともこれならばという透明度の高いものをお考えいただけますことをご要望して終わります。ありがとうございました。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑ありませんか。7番、井上君。

**7番（井上三郎君）** 何点か聞きますけれども、先ほど生活環境モニタリングの話がありました。二ツ塚と谷戸沢でやっています。14年度の調査結果も

出ていますけれども、内容的には大きく変わらない内容になっているんだけど、500万ぐらいの予算的に違いが出ている。この違いというのはどこから来ているのか、簡単に聞かせていただきます。

二点目に、先ほども論議になっていましたけれども、臨時職員を雇うということでは、報酬費が大体207万ぐらいくまれている。臨時職員の社会保険料が30万組まれているのと130何万ということで、恐らく1人当たりだと思うのだけれども、社会保険料がなぜこの違いがあるのか。

この二点と、もう一点は、谷戸沢の20周年記念の式典がありますね。環境フェスティバルの事業実施委託、これが3,750万組まれているのですけれども、これは組合が主催で、共催各市、加盟しているところ全部、後援東京都、参加団体として東京都の関係とか、また企業も数多く出ていますね。そうした中で、この委託の委託料について各構成団体にも幾らか行っているのか。また、参加するところの、特に日の出は様々な内容を企画している。各市全然違うのですけれども、そこら辺の企画内容によって配分も違うのか。配分されているのかどうか、ちょっと確認の意味で聞かせてください。

**議長（江口和雄君）** 谷津環境課長。

**参事（谷津寿夫君）** お答えいたします。

生活環境モニタリングについて、予算額が15年度、16年度で若干500万ほど違ってくるので、これはどういう考えでなったかということであると思います。生活環境モニタリングは、二ツ塚と谷戸沢と両方でやっております。公害防止協定に基づく重要な調査をやっているというのは、先ほど申したとおりでございますけれども、予算につきましては、当然、処分組合の運営は組織団体の貴重な負担金で賄われておりますので、効率的な執行に努めることは当然のことと思います。

今年度の予算でございますけれども、予算の効率的な執行を図るために、前年度の契約実績を主にもとにして、基本的に予算化しているということになります。そのために、谷戸沢の方は500万ほど減っている。ただ、二ツ塚の方が減っていないというのは、今後2期の本格的な埋立てとか、エコの工事だとかありますので、かなり環境的に不確定な要因がございますので、前年度並みというふうにしておいたということでございます。以上でございます。

**議長（江口和雄君）** 管理課長。

**管理課長（石崎明君）** 残りの二点について、お答えをいたします。

まず、「多摩環境フェスティバル」の関係でございます。詳しくは、後ほど、その他のところで事務局長よりご説明申し上げますので、簡単に予算関係のことだけお話し申し上げます。

3,750 万という予算は各団体の方に振り分ける費用ではございませんで、フェスティバルそのものに係る費用でございます。準備、当日は片付けの運営費ですとか、ステージなどの設置費とか、機材や資材費、シャトルバスの運送費とか、機材の運送費、あるいは広報が非常に大切ですので、ポスターやチラシ、駅貼りやバス吊りなどの費用、雨が降ったときの対策費まで含めた費用が、その費用でございます。

今は最終までいっていないのですけれども、60団体ぐらいが参加をしてくださるということで、ご準備をしておられますが、基本的な立場は、それぞれの企画の費用については、それぞれの団体でご負担をいただくという前提でおりますので、それはそれぞれの団体の予算の範囲でやる。

こちらは、当日、ブースをつくるテントですとか、最小限の備品は用意させて、例えば机とかはありますけれども、それ以外については、各団体のご負担ということになっております。

それから、臨時職員、嘱託員の関係なのですけれども、30万円というのは、今雇っている臨時職員の分の社会保険料でございます。今度改めて来る嘱託員の分については、1人当たり52万980円、2人分で104万というのが社会保険料の事業主の負担分ということでございます。先ほど、管理者からもご説明申し上げましたが、週4日間ということで、それぞれ機械と水処理の専門家だった方を一応雇いたいと考えておるものですから、やはりそれ相応の賃金をお支払いするという形になります。この予算については超勤費等も含んでいるということで、これだけの費用になっております。以上でございます。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑はありませんか。23番、多羅尾君。

**23番（多羅尾治子君）** それでは、何点が質問したいと思います。

まず、先ほどからお話しになっています水質の調査の関係なのですけれど

も、生活環境モニタリング調査ということで、二ツ塚処分場の関係です。この間、組合の方からも、いろいろ調査されている資料ということでは出されていますけれども、地下水集排水管ですね。底の部分のしゃ水工がありまして、その下に地下水集排水管というのが走っているわけですが、この電気伝導度の推移ということで、ずっと処分場が開場されてから500～1,000マイクロジーメンスぐらいということで、行ったり来たりしているような状況です。周辺環境に影響はありませんということなのですが、一般的に日本の地下水の現状では、このような値にはなっていないということが言われていると思うんですね。処分場付近の湧水などでも、大体50～180マイクロジーメンスというふうに言われているわけですが、この辺をどのように理解していったらいいのかということと、このまま放っておいていいのか。何か対応しなくてはいけないのかというあたりが気になることなので、一つお聞きしたいと思います。

本来高くないはずのものが高いということになりますと、どこかでやはり浸出水が本当に小さくても出ているということがあるのではないかと、ということが凄く気になりまして、やはり日の出の住民の方の飲み水の取水場もそばにありますので、この辺のことでちょっとお聞きしたいのですが、モニタリングシステムというのがあると思うのです。これは今まで機能してきたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、エコセメントの関係です。この間もずっと言ってきたのですが、灰が操業開始後ずっと持ち込まれてくるということで、有害物質の排出対策に対する不安ということであるわけなのです。前回もお聞きして、バグフィルターとかで有害物質とか、重金属などは除去されるというお話だったのですが、実際にガスという形になって出てくる有害物質については、集塵装置では取れないのではないかと、この部分があるので、その部分はどんな議論になっているのかということをお聞きしたいと思います。

あと、エコセメントの工事のことなのですが、工事中のトラックの台数が多いとか、やはり周辺の環境への影響ということはかなりあると思うのです。何か工事をやる場合、大抵私の住んでいる稲城なんかでも、地元説明会ということで行われると思うのですが、工事に当たっては地元住民の皆さんとの

話し合いとか、了解とかはきちんと得られているのだろうかということをお聞きしたいと思います。

それから、先ほどのエコセメントの販売先ということです。多摩地域の各組織団体の公共事業にも、率先して使ってもらおう仕組みを考えるということで、前回の予算議会の際にも、今後そういう仕組みを検討していくということでお答えされているのですけれども、その辺は16年度にそういう検討がされるのかどうかというあたりをお聞きしたいと思います。

**議長（江口和雄君）** 谷津環境課長。

**参事（谷津寿夫君）** 一点目の二ツ塚処分場の生活環境モニタリングで行っている水質、特に地下水集排水管の電気伝導率について、少し高いのではないかと。そのために、これは漏れている可能性があるのではないかとというようなご質問だと思います。通常であれば50～180という電気伝導率だということでございますけれども、雨水とか、河川水などは50とか、180とか、こういう低い値で続くと思うんですね。ところが、地下水の場合はいろいろな場合がございます。つまり地質の影響を受ける。イオンなんかを溶かし出す地層がなければ、当然雨水と同じぐらいの低い電気伝導率を示すでしょうけれども、例えば石灰岩とか、いろいろなそういう層がある場合、特にここはそういう層がありますので、そういうものがありましてイオンを沢山溶かしてきた場合、こういう高い値になることは十分ありえます。地下水集排水管は、埋立て後すぐからこのぐらいの値を示しておりますので、これが大体この辺の地下水集排水管としての値なのかなというふうに考えております。

さらに、電気伝導率ばかりではなくて、その他のいろいろなイオンも調べています。例えば塩素イオンとか、重炭酸イオンとか、硫酸イオンとか、いろいろな成分を調べて、その結果、浸出水であればナトリウムイオンとか、塩素イオンが非常に極端に高くなるのですけれども、そういうのは全部高くない。イオンバランスの図式でもって見ていきますと、全然高くないということでございますので、浸出水の影響は受けてない。多分先ほど言った地質なんかの影響を受けて、カルシウムやその他のイオンとなりやすい成分が溶けたために、電気伝導率も高くなっているのではないかとというふうに思っております。

**議長（江口和雄君）** 中島エコセメント準備室長。

**参事 (中島二三男君)** それでは、三点ほど私の方から回答したいと思います。

一つは、エコセメントの関係で、灰が持ち込まれていて、ガス状の有害物質が排出されるのではないかというお話なのですが、ガス状の物質の対応としては、前処理系におきましては、活性炭を消石灰と一緒に噴き込んでいますので、活性炭で回収できると考えております。いわゆるロータリーキルンの方から出る排ガスにつきましては、バグフィルターの後には活性コークスタというガスを吸着する設備を設けておりますので、そちらの方で回収ができると考えております。

地元とはどうなっているのかというお話でございますけれども、地元の自治会、あるいは対策委員会等とは、適宜工事の進行状況等について説明をしておるところでございます。

それから、エコセメントの販売の関係で、協議なんかはどうするんだという話でございますが、16年度、17年度とあと2年間ございますので、できるだけ早い期間に、いろいろな関係機関がございますので、そういうところと協議を進めていくように考えております。以上でございます。

**議長 (江口和雄君)** 大内事業課長。

**参事 (大内浩之君)** ニツ塚処分場のモニタリングシステムに関するご質問でございます。きちんとこのシステムは機能しているのかどうかといった質問に対するお答えですけれども、ニツ塚処分場の場合は二つのモニタリングシステムを導入しております。

一つは、電気式漏洩検知システムといしまして、しゃ水工の上下で通電をみることによって漏水の有無を確認しようといったような方法。もう一つは、モニタリング専用管といしまして、しゃ水工の下に漏れがあった場合に、そこに浸出水の影響が出てくる、そういったような二重のシステムを設けております。それらについては、処分場での定期的な維持管理の中で、きちんとチェックしております。

いずれにいたしましても、しゃ水工の破損につきましては、未然防止といった視点に立ちまして、対応を十分図っていくことが維持管理業務の根幹と考えております。以上です。よろしく申し上げます。

議長（江口和雄君） 23番、多羅尾君。

23番（多羅尾治子君） 一番最初の電気伝導度の関係なのですからけれども、地質の影響もあるということのお答えだった。周りの井戸水ですとか、地下水も同じように電気伝導度を測ることができるわけですよね。その値と比べたときに、やはりしゃ水工の下の部分の値はかなり高い値になっている。そうすると、この辺の地質の関係で見た場合にも、ここだけ地質が違うのかというと、そうではない。周辺はある程度似たような条件なのではないかなと思うんですね。その辺、周辺の井戸水との比較ということではどうなのかということをお聞きしたいと思うんですね。

それから、モニタリングシステムということなのですからけれども、実際地下のかなり環境の厳しい中で、本当にきちんと機能するのかどうかということについても、実験の段階ではそれがうまくいっても、実際自然界に出されてうまくいくのかというあたりが、どうも証明するものが一般的には見えないなという感じがして、もし何か漏れが本当に小さな漏れでもあったとしても、働いていないとしたら非常に怖いことだなと思います。できればこの辺について、やはり一般に住民の方とか、議会関係者の方なんかでも、これをちゃんと目で見て、例えばボックスカルバートというのがあると思うのですけれども、あれはなかなか入れない。厳しいいろいろあるとは思いますが、そういうところに入って、やはり関係者が納得のいくような説明をしていただきたいというふうに思うのですが、その辺についてどうかということをお聞きしたいと思います。

エコセメントの販売先のことなのですからけれども、これから各組織団体の公共事業で率先して使ってもらおうということを考えていくということなのですが、地元の議会に戻れば、やはり安全性への疑問とか出てくると思います。どうなのかという声が出てくる。ただ、利用を断るということとはできないものになってくるのだろうとは思いますが、利用というあたりは、もし断ることができなくて、後で安全性に問題があるということになったら非常に怖いことになるのではないかなという感じがして、やはり自治体の責任に任せていくべきなのではないかと思うのですが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** 基本的なことでございますので、私の方から申し上げておきますが、危険なものだと思ったら取り組むべきではないわけで、危険だと思ってないから取り組んでいるわけでありまして。したがって、稲城も含めて積極的な使い方をお願いいたしたいと存じます。

私も専門家じゃありませんから、細かいことは別にして、粗々のことを考えていただきたいわけでありまして、例えば武蔵野市の場合などは 850 度～950 度。今は大体 950 度ぐらいで燃しております。焼却灰は出ます。一旦燃えた焼却灰を従来はそこに捨てていたわけでありまして、さらにそこから 1,350 度という高温で、しかも他の副資材を入れて焼成するわけでありまして、極めて安定的な状況であります。これより安定しているのは、1,800 度ぐらいで燃すのはもっとさらにあれかもわかりません。燃すというか熔融は。

したがって、またその過程の中で、も既に度々ご説明いたしておりますけれども、含まれていた重金属類をいわゆる山元還元といって全部分離しまして、そしてその分離したのをそれぞれ今度は鉱山会社というか、鉱山会社と言うとあれですけれども、要するに第一次工業品ですね。そういうところに振り分けて回収する。そういう能力を持っているわけです。ですから、そういうことを考えると、重金属だとかそういったものは全て自然界の中に存在するものですから、これだけのことをやって危険だという認識は全く持っておりません。多羅尾さんは何をもって危険だと言うのかわかりませんが、専門家の NEDO が、当時は通産と厚生省ですけれども、専門家の技術集団が集まって大丈夫ということになったわけですから、この安全性について疑問を持つようだったら、それはご認識を改めていただきたい。このように考えております。

**議長（江口和雄君）** 谷津環境課長。

**参事（谷津寿夫君）** ニツ塚の水質関係で、周辺モニタリング井戸の電気伝導率も見ているので、その値と比較して、地下水集排水管の値はどうかということだと思います。現在、場内には 6 本のモニタリング井戸を掘っております。やはり地層の影響を受けまして、電気伝導率で 150～500 ぐらいの値を井戸が示してきます。それだけ場所によって変化しているということござい

ますので、やはりどこに掘ったか、あるいはどういうところを取ってくるかによって、非常に電気伝導率は変化することになります。

そういう意味で、環境に影響を与えているかどうかというのを判断する場合には、電気伝導率はやはり判定する一つの材料。その他いろいろなイオンとか、重金属類、いろいろなものを含めて総合的に判断して、今の状態がどうなっているか判断しなければいけないということでございまして、現在の地下水集排水管の値というのは、現状から見て、あるいはその他の成分から見て、特段問題はない。周辺環境に影響は与えてないという結果でございます。

**議長（江口和雄君）** 大内事業課長。

**参事（大内浩之君）** モニタリングシステムの地中での厳しい環境の中で、ちゃんと機能できているのかどうかといったご質問ですけれども、モニタリングシステムというのは、最近新しくつくられた最終処分場では大体ポピュラーな技術になってきておりまして、そういったところでは普通に導入されている技術となっております。そういった点では、これまでモニタリングシステムに不具合が生じたですとか、うまくキャッチできなかったですとか、そういったお話は聞いておりません。これからも長い時間をかけて実績を積み上げて検証していかなければならないのかと思いますけれども、特段問題ある技術とは考えておりません。厳しい環境の中でも十分機能していけるというふうに確信しております。以上です。

**議長（江口和雄君）** 13番、木内君。

**13番（木内徹君）** 予算書の15ページに組合債があります。地方債のあれで見ますと、利率が3%以内となっておりますけれども、それぞれ大体予定利率はどのぐらいを考えているのか、ちょっとお聞かせください。

36ページの特別職なのですけれども、ちょっとこの表の読み方がわからないのです。例えば本年度は議員が延べ人数で31名、前年度が49名で、延べで計算してもちょっと――。

そういう点がわかりませんので、お聞かせ願いたいのと、それから土屋管理者、これはどうなんですかね。218億というデカい予算の中で、あまり細かいことを言いたくないのですけれども、例えば38ページの職員手当の時間外勤務手当というのが1,300万円計上されているんですね。職員数が26

名を予定していて、かなり時間外手当も高額になるなど、処分場の関係からして、現場で働く人たちがいますから、5時に終わってすぐ帰れるというわけではないとは思いますが、ちょっと割合としては大きいかなと考えますので、その点をどう考えておられるのかお聞きしたい。

それから、特殊勤務手当なのですから、41ページ。支給対象職員の比率が64%あってまして、勿論現場を抱えているところですから、その意味ではわかるのですけれども、例えば現金出納手当だとかなんかというのはちょっと理解ができないもので、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

40ページの等級別職員数というのがありますが、この組合というのは、比率としてはやはり管理職というのがこれだけ多くなるのですか。通常、課長以上は10%、係長、課長補佐までが大体25%平均だと言われていまして、こういう点はどういうふうにお考えになっているのか。

**議長（江口和雄君）** 土屋管理者。

**管理者（土屋正忠君）** 細かいことについては、管理職手当の積算その他は担当からお答え申し上げますが、最後の方だけ物の考え方を申し上げておきます。

ご承知のとおり、うちの組合は極めて少数のメンバーで、大きな仕事をやっております。かなりの部分を、例えば設計などもコンサルに頼りだしているわけで、パソコンに頼りだり、そういうことで外部発注することによって本体を抑えている。こういう特徴を持っています。したがって、少人数ではありますが、それぞれ責任を持って、例えば化学や技術、土木、予算・決算、こういうそれぞれの分野に分かれていて、どうしても責任を持って判断する。少人数の割には自治体ですから、議会まであるわけですから。

法的な争いまで何件も抱えているわけですから、事業量の割には少人数である。少人数で、しかも自治体であるが故に、どうしても責任を持って判断するというポストが多くなる。したがって、管理職が多くなる。こういうことでご理解のほどお願いいたします。

**議長（江口和雄君）** 管理課長。

**管理課長（石崎明君）** 起債の利率の関係でございますが、現在18本ご

ざいます。1本、1本、みんな違いますので、もし必要でしたら表がございませ  
るのでお渡しいたします。なお、今一番高いものが6.2%で、一番低いものが  
1.4%。これは補助が入りますので、かなり開きがございませ。その時々で利  
率が違ってまいりますので、そういうことございませ。

手当の関係ございませが、先ほどご指摘があつた現金出納手当、これ  
は今年の4月から廃止の予定ございませ。順次、各組織団体等と比べて、  
やはりちょっと問題なものはカットをしていきたいと考えております。

管理職手当の関係ございませけれども、現在、28名職員がいるうち、1  
4名が該当職員になっております。28名のうち15名が東京都から派遣をい  
ただいているという関係ございませ、処遇上の問題で、大半が副参事以  
上の処遇ということになっておりますので、管理職手当を出しております。

なお、超勤費が少し人数として多いのではないかということなのですが、私  
の立場から、ちょっとそういうふうに言うのはどうかと思いますが、やはり少数  
精鋭でやっておりますので、職員、必死に頑張つて3年間やるということ  
でやっております。これが倍ぐらいあれば5時には帰れると思うのですけれど、実  
際にはそういう状況になっておりませ。土日の出勤もございませ。ご承知の  
とおりございませ日の出町の関係では、日曜日も出てくるということがありま  
す。そういうことで超勤費で払えるのであれば、組織団体の負担を考えると  
職員には酷なのかもしれませが、頑張っているということでご承知をいた  
だきたいと思つております。

**議長（江口和雄君）** ほかに質疑ありませね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** これにて質疑を終了いたします。

これより議案第6号、16年度予算についての討論に入ります。討論あり  
ませんか。

それでは、本案に対する反対討論の発言を許します。23番、多羅尾君。

**23番（多羅尾治子君）** 平成16年度の一般会計予算につきまして、反対  
の討論をしたいと思うのですが、エコセメントの事業費が大きな額を占めてい  
るのでございませけれども、エコセメントについてまだまだ様々な問題を抱えているの  
ではないかというふうと思つております。安全対策という部分でも、また工事

の環境への影響に対する対策ということでも、まだまだ疑問もありますし、コストの問題についても大きいと思います。多摩地域の公共事業に組織団体が率先して使っていくということで、さらに税金が使われていくということになりますし、また大きな流れで見ても、焼却灰を減らしていかなければならないのですが、当面は灰を必要とする事業なので、ごみを減らすというインセンティブが働かないのではないかと思います。

それから、先ほどの地下水の電気伝導度の件なのですが、地下水集排水管は地下水からしや水工を守るという役割で、地下水を純粹に集めている管でありますけれども、地質の影響があったとしても、やはり普通の地下水にしては高いのではないかなというふうに思いまして、そうしたご意見を言っている住民の方たちもいらっしゃいますので、きちんとした説明をしていくべきではないか。地質の影響ではないかということだけでは、やはり納得ができない部分があると思います。日の出の方々にやはり迷惑をかけることがないように、きちんと疑問に対して、誰が見ても納得がいく説明をしていただきたいと思います。

以上の立場で、反対させていただきます。

**議長（江口和雄君）** 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。21番、高橋君。

**21番（高橋和夫君）** 議案第6号及び第7号について、賛成の立場から討論を行います。

平成16年度の歳入歳出予算案は218億8,190万8,000円と、当初予算として前年度に比べ124.9%の大幅な増額となっております。このことは、提案理由で説明があったとおり、16年度はエコセメントプラントの工事が最盛期となり、関連工事を含めて約150億円の規模となっております。また、谷戸沢処分場開設20周年記念事業を契機とし、ビオトープの整備を初め、見学者や利用者に対応する整備工事やISO14001の認証取得など、新規事業に取り組みながらも、各費目の縮減に努力した結果であり、管理運営経費については前年度を下回るなど、メリハリの効いた予算編成となっていたものと理解できます。

歳入については、エコセメント関係において、国・都からの補助金を合わ

せて49億 2,000万円を確保する一方、組織団体の負担金は83億 9,000万円余と、増額を抑えたものとなっております。評価のできるものであります。

ご承知のとおり、このエコセメント事業が進められることにより、地元日の出町とは今後とも長きにわたりお付き合いをいただくこととなります。本事業が円滑に進められるためには、日の出町の皆さん、そして組織団体市町の住民の皆さんのご理解、ご協力が何より大切であると考えております。

16年度に計画されている「多摩環境フェスティバル」など、谷戸沢処分場開設20周年記念事業は、その意味で大いに時宜を得た企画と言えます。

中国の格言に、「飲水思源」、水を飲むときは井戸を掘った人たちのことを忘れてはならないということわざがあるそうです。今は埋立てが完了し、少し新たな自然が回復しつつある谷戸沢処分場ではありますが、処分場開設に当たってご尽力をいただいた地元第3自治会や日の出町の皆さん、そして東京都を初めとする関係機関の方々の苦勞を、20年後の私たちは忘れてはならないと思います。16年度は、そのことを踏まえ、かつ未来に向かって処分組合の取り組みを大いにアピールしていくことが肝要であります。

一方、谷戸沢・二ツ塚処分場の維持管理については、従前にも増して万全を期していただきたいと存じます。予算では、全国的にも最高水準の環境調査の経費、また管理の徹底を図るための各種工事や管理経費など、効率的な執行に努めながら、周辺環境に対する配慮が十分にされており、評価できるところであります。

また、「多摩は一つな」交流事業」は、日の出町と組織団体各市町との交流を図る上で大変好評をいただいていると聞いております。16年度もさらに積極的な実施を期待いたします。

先ほど申し上げましたように、エコセメント事業など、処分組合の事業や調査の結果を多摩の皆様にご理解、ご認識していただくことは大変重要であります。そのための広報活動として、ニュースの発行やインターネットによる情報提供を行うことは効果的な方法と考えております。特に今後エコセメント事業については、組織団体とも協力しながら、新しいシンボルマークなども積極的に活用して、本事業の理解の促進に努めていただきたいと思います。

さて、最近の政府の発表によれば、我が国の経済成長は、13年ぶりに年換算にして7%の伸びを示したそうであります。しかし、こうした明るい動きも、地方公共団体が影響を受けるまでにはまだまだ先の話になります。現実には、組織団体の財政はいずれも大変な状況にあります。処分組合の予算を編成する主な財源は、組織団体からの負担金であります。予算の執行に当たっては、一層の効率的な運用に努めていただきたいと思いますと考えております。

最後に、谷戸沢、そして二ツ塚の両処分場を受け入れ、さらにはこれから始まるエコセメント事業にもご理解、ご協力をいただいている日の出町の皆さんに感謝と敬意を申し上げるとともに、その信頼を裏切らないよう万全の管理を行いつつ、エコセメントプラントの完成に向け、管理者を先頭に、処分組合職員が一丸となって、事業の遂行に当たられることを期待し、賛成討論といたします。どうもありがとうございました。

**議長（江口和雄君）** ほかに討論ありませんね。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** これをもって、討論を終了いたします。

これより 議案第6号、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合一般会計予算についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

引き続き、議案第7号の討論に入ります。討論はありますか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより 議案第7号、平成16年度東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合負担金についてを挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

**議長（江口和雄君）** 挙手全員であります。よって、本案は原案どおり可決

されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長（江口和雄君）** それでは、休憩いたします。

午後 3時 41分休憩

午後 3時 53分再開

**副議長（菊池富美男君）** ただいまより、本会議を再開いたします。議長が都合により退席いたしておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行いますので、ご協力をお願い申し上げます。

直ちに、会議を開きます。

ここで、議長から、議長の辞職願いが提出されました。直ちに、これを議題といたします。

## **〔日程第12〕議長の辞職願について**

**副議長（菊池富美男君）** 日程第12、議長の辞職願についてを議題といたします。

私の手元に、議長から辞職願が提出されておりますので、事務局に朗読いたさせます。管理課長。

〔管理課長 朗読〕

**副議長（菊池富美男君）** 以上で朗読は終わりました。

本件は、討論を用いないで会議に諮り、その許否を決することになっております。

江口和雄君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

**副議長 (菊池富美男君)** ご異議なしと認めます。よって、江口和雄君の議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、退任されました江口和雄君にご挨拶をお願いしたいと思います。

(江口和雄君入場・着席)

**12番 (江口和雄君)** この度、日野市の議会の構成のちょうど時期でございまして、2年たったということで、そんな事情によりまして、私も処分組合の議員をここで退任し、後任の者がこれから選ばれる予定でございまして。

大変わがままを申し上げまして、ご迷惑をおかけしておりますが、長い間お世話になりました、ありがとうございます。今後とも引き続き、私ども日野市から出ます議員につきまして、皆様方のご指導をよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

**副議長 (菊池富美男君)** ありがとうございます。

ここで、追加日程を配付いたさせます。

(追加日程配付)

### **[日程第13] 議長の選挙について**

**副議長 (菊池富美男君)** 日程第13、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**副議長 (菊池富美男君)** ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、副議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**副議長 (菊池富美男君)** ご異議なしと認めます。よって、指名推選の方法は、副議長において指名することに決定いたしました。

なお、本組合議会の申し合わせ事項により、議会役職者の人事につきましては、ブロックごとに2年を任期として、推挙いただくことになっており、役職者に欠員が生じた際には、同ブロックから残任期間の後任者を選出していただくことになっております。

江口前議長におかれましては、あと1年の任期を残しておりますことから、先ほど、休憩時間中に第2ブロック会議をお開きいただき、議長候補者として、13番、木内徹君を推挙するとのことをご報告をいただきました。

よって、ここに、議長に13番、木内徹君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました13番、木内徹君を議長の当選人に定めることにご異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

**副議長(菊池富美男君)** ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13番、木内徹君が当選されました。

ただいま、議長に当選されました木内徹君が議場におられますので、本席から、会議規則第29条第2項の規定による当選の告知をいたします。

これで、私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、これより議長に議事進行をお願いいたしたいと思っております。議長、議長席にお着き願います。

〔副議長退席 議長着席〕

**議長(木内徹君)** 皆さん、こんにちは。

ただいま、ご推挙、そして議長になりました東村山の木内と申します。私も既に20年間、市議会議員をやっているのですが、まだまだ勉強不足のところがございます。どちらかというと、議員席に座って発言をする方が好きなのですが、ブロックということで、私がお引き受けさせていただきました。

江口前議長におかれましては、本当に長い間ご苦労さまでございました。江口さんみたいに名司会役といいますが、そういうことはできませんけれども、皆様のご協力をいただきまして、議長の任務を遂行していきたいというふうに思います。

議長になった以上、私はこの議会が活発に論議され、そしてその仕切り役であります私はできるだけ公平に、公正に議事運営を進めていきたいというふうに思っております。ですから、いわゆる後向きな議論ではなくて、まさしく建設的な、前向きな議論を期待したいと思います。

それから、常に処分場を置かせていただいております日の出町の皆様のご理解とご協力があるからこそ、私たちの最終的なごみが適正に処分されているわけでございますから、どうぞ常に日の出町の皆様のご理解とご協力に感謝しつつ、これから議会運営を進めていきたいというふうに思っております。

誠心誠意やらさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。  
ありがとうございました。(拍手)

## 【日程第 14】その他

**議長(木内徹君)** それでは、引き続きまして会議を進めてまいりたいと存じます。

管理者より発言がありますので、お願いいたします。

**管理者(土屋正忠君)** 私から議員の皆様にご報告とお願いを申し上げますと存じます。

さきにご報告を申し上げました谷戸沢処分場の開場満 20 周年をお祝いして、「多摩環境フェスティバル」を実施するわけでございますが、これらの中身について事務局長から説明をいたすとともに、先ほど来申し上げたような趣旨でございますので、処分組合を挙げて取り組むために、是非議員の皆様方に、正副議長は実施本部の副本部長に、そして議員の皆様には参与ということでお入りをお願いしたいと思います。

中身については事務局長から申し上げますが、私たちは何としても谷戸沢の皆さん、地元第 3 自治会、二ツ塚の場合には第 22 自治会であります。谷戸沢の場合には第 3 自治会が地元自治会であります。第 3 自治会の皆様方に感謝も含めて、また日の出の皆様方に感謝も含めて、フェスティバルを計画したのです。

いざやってみると、1万人の規模というのは、街中での1万人と違って、ああいう条件の下、自然環境は物すごくいいわけですが、アクセスやなにかはどうしても限界がありますから、なかなか大変な作業だということになります。もともと予想していましたが、それ以上に作業が大変だということになります。1万人来たら、1万人の人が物を食べるわけであり、それをまた排出する。こういう極めて基礎的なことから始まって、様々なことが大変であります。

そこで、理事者会議にかけまして、多摩環境フェスティバル実施本部。今までは事務局中心にやってきたのですが、これだけではなかなか追いつかない。こういうことで、理事会で、多摩環境フェスティバル実施本部というのを立ち上げることになったわけであり、不詳、私、管理者が本部長、副本部長に副管理者、そして日の出町の青木町長ということで、本部員に理事、つまり市長、町長全員が本部員になっていただく。こういう体制になったわけですが、議会側のご協力をいただくために、先ほどご説明申し上げましたように、副本部長に組合正副議長さん、組合の議員の皆様には参与という形でお入りいただければと、こんなふうに思っております。

残された時間が2ヶ月ちょっとであります。3ヶ月を切っているわけですが、頑張らなくて、事故のないように、また日の出の皆様初め、関係の皆様さんに喜んでもらえるような、こういうフェスティバルを実施していきたいと思っております。

なお、詳細については事務局長から説明いたします。

**議長 (木内徹君)** ただいま、管理者から提案がありましたが、本件に関しましては、冒頭の管理者挨拶にもありましたように、組合の総力を挙げて取り組む事業とのことであり、本議会といたしましても、積極的に協力することといたしたいと存じます。皆様、いかがでしょうか。6番、田中議員。

**6番 (田中愼一君)** 方向性ですね。20周年ということで、全力で取り組むということについては賛同いたします。ちょっと経過を含めて教えていただきたいのですが、方法をいろいろ考えられたのかどうかということ。要するに、この方式が唯一絶対、フェスティバルとして盛り上げる方式として最善だったのかどうかということを含めて。ということは、例えば他の方法も検討されて、

最終的にこれに落ち着いたのか。あるいは、最初からあそこの会場でこういうイベントをやる方法を前提として組み立ててこられたのか。その辺をお聞きしたいんですよ。

ということは、例えば今ケーブルテレビ等も、テレビ中継とか、これだけの予算をかけてやるということですから、各市に連携してミニイベント会場等設ける。あそこはメイン会場にして、今1万人は大変だと管理者自らおっしゃっているんで、そうするといろいろやり方があるのではないかと、お話をお聞きしていて思います。

そういうことで、決めてこられているわけですから、このやり方でやるしかないとは思いますが、もう一度考え方をしっかり表明しておいていただいた方がいいのではないかと。

**議長(木内徹君)** 土屋管理者。

**管理者(土屋正忠君)** 今回のフェスティバルのねらいは、まずあれだけの規模の、日本で最大規模の処分場であります。二ツ塚と並んで最大規模でありますので、それがどのような形で終息したか。その後、どのような形で自然が戻ったりしてきているか。こういうことを大勢の人に見てもらいたいというのが出発点であります。

第二点目は、日の出の町の人たちと、「三多摩は一つな」交流事業」で個別的にやっておりますが、何百人規模でありますので、日の出の皆さんと交流をしてもらいたいというのが第二点であります。

そういうことの中から、まず第一に、あの場でやろう。こういうことが前提であります。これからも長い間、日の出の皆さんにはお世話になるわけでございます。何としても、焼却灰やその他を捨てるときだけお世話さまですと言うのではなくて、多摩の390万人近い構成市の市民が全員というわけには勿論いれないわけですが、可能な限り現場に行っていていただいて、現地を見ていただく。こういうことで企画をいたしたわけであります。

なお、これに至る過程の中では、私などはもう6~7年前から、あそこを少しでも大勢の人に見てもらうためにどうだろうか。土堰堤1周の中学生駅伝大会をやったらどうかとか、いろいろなことを言っておったのですけれども、なかなかうまく実現しませんでした。20周年ということで、多少金がかかります

が、頑張っ<sup>て</sup>やりたい。こういうこと<sup>で</sup>いたしました。

ただ、そうは言<sup>っ</sup>ても、例えばこ<sup>う</sup>いう街中<sup>で</sup> 1万人とい<sup>っ</sup>ても、それはそう大<sup>し</sup>たこと<sup>で</sup>はないですけれども、あ<sup>あ</sup>いう限定<sup>さ</sup>れた場所<sup>で</sup>ございますので、本部<sup>を</sup>つく<sup>っ</sup>てと、こ<sup>う</sup>いうこと<sup>で</sup>ございます。

多少、説明<sup>が</sup>後<sup>先</sup>にな<sup>っ</sup>て、恐<sup>縮</sup>でござ<sup>い</sup>ますが、あ<sup>そ</sup>こを見<sup>て</sup>もらいた<sup>い</sup>。日<sup>の</sup>出<sup>の</sup>皆<sup>さ</sup>んと交<sup>流</sup>してほ<sup>し</sup>い。そ<sup>う</sup>いうこと<sup>が</sup>ね<sup>ら</sup>い<sup>で</sup>ござ<sup>い</sup>ますので、ご<sup>提</sup>案<sup>の</sup>あ<sup>っ</sup>た情<sup>報</sup>を<sup>広</sup>く大<sup>勢</sup>の<sup>人</sup>に<sup>伝</sup>え<sup>る</sup>とい<sup>う</sup>意<sup>味</sup>にお<sup>い</sup>ては、今<sup>後</sup>様<sup>々</sup>な<sup>形</sup>で<sup>生</sup>か<sup>し</sup>て<sup>い</sup>きたい。こ<sup>の</sup>よ<sup>う</sup>に<sup>考</sup>え<sup>て</sup>お<sup>り</sup>ます。

**議長 (木内徹君)** ほかにござ<sup>い</sup>ませんか。

〔なし〕と呼<sup>ぶ</sup>者<sup>あ</sup>り

**議長 (木内徹君)** それでは、多<sup>摩</sup>環<sup>境</sup>フェ<sup>ス</sup>ティ<sup>バ</sup>ル<sup>へ</sup>は、本<sup>組</sup>合<sup>議</sup>員<sup>が</sup>全<sup>員</sup>参<sup>与</sup>と<sup>し</sup>て参<sup>画</sup>して<sup>ま</sup>い<sup>り</sup>たい<sup>と</sup>存<sup>じ</sup>ます<sup>の</sup>で、よ<sup>ろ</sup>し<sup>く</sup>お<sup>願</sup>い<sup>い</sup>た<sup>し</sup>ます。

な<sup>お</sup>、本<sup>件</sup>に<sup>関</sup>し<sup>ま</sup>しては、事<sup>務</sup>局<sup>の</sup>方<sup>か</sup>ら報<sup>告</sup>が<sup>ご</sup>ざ<sup>い</sup>ます<sup>の</sup>で、説<sup>明</sup>を<sup>お</sup>願<sup>い</sup>い<sup>た</sup>し<sup>ま</sup>す。事<sup>務</sup>局<sup>長</sup>。

**事務局長 (影山竹夫君)** それでは、お<sup>手</sup>元<sup>の</sup>資<sup>料</sup> 2<sup>を</sup>ご<sup>ら</sup>ん<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>き<sup>たい</sup>と思<sup>い</sup>ます。

3<sup>ペ</sup>ー<sup>ジ</sup>以<sup>下</sup>で説<sup>明</sup>さ<sup>せ</sup>て<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>き<sup>ま</sup>す。

開<sup>催</sup>の<sup>意</sup>義<sup>に</sup>つ<sup>い</sup>ては再<sup>三</sup>申<sup>上</sup>げ<sup>て</sup>い<sup>る</sup>とお<sup>り</sup>です<sup>が</sup>、簡<sup>単</sup>に<sup>言</sup>い<sup>ま</sup>す<sup>と</sup>、処<sup>分</sup>場<sup>の</sup>過<sup>去</sup>と<sup>現</sup>在<sup>、</sup>そ<sup>し</sup>て未<sup>来</sup>を見<sup>つ</sup>め<sup>つ</sup>つ、谷<sup>戸</sup>沢<sup>の</sup>自<sup>然</sup>再<sup>生</sup>、環<sup>境</sup>先<sup>進</sup>地<sup>域</sup>と<sup>し</sup>ての<sup>日</sup>の<sup>出</sup>町<sup>及</sup>び<sup>多</sup>摩<sup>を</sup>ア<sup>ピ</sup>ール<sup>す</sup>る<sup>とい</sup>う<sup>目</sup>的<sup>で</sup>開<sup>催</sup>し<sup>ま</sup>す。

日<sup>時</sup>は5<sup>月</sup> 15<sup>日</sup> <sup>とい</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>、雨<sup>天</sup>決<sup>行</sup>と<sup>書</sup>い<sup>て</sup>あ<sup>り</sup>ます。台<sup>風</sup>で<sup>も</sup>来<sup>れ</sup>ば、勿<sup>論</sup>考<sup>え</sup>な<sup>け</sup>れ<sup>ば</sup>い<sup>け</sup>ま<sup>せ</sup>ん<sup>が</sup>、少<sup>雨</sup>決<sup>行</sup> <sup>とい</sup>う<sup>こ</sup>と<sup>で</sup>考<sup>え</sup>て<sup>お</sup>り<sup>ま</sup>す。

場<sup>所</sup>は、谷<sup>戸</sup>沢<sup>処</sup>分<sup>場</sup>内<sup>グ</sup>ラ<sup>ウ</sup>ンド<sup>及</sup>び<sup>そ</sup>の<sup>周</sup>辺。

主<sup>催</sup>が<sup>処</sup>分<sup>組</sup>合<sup>、日</sup>の<sup>出</sup>町<sup>と</sup>26<sup>団</sup>体<sup>が</sup>共<sup>催</sup>、東<sup>京</sup>都<sup>の</sup>後<sup>援</sup>を<sup>い</sup>た<sup>だ</sup>く<sup>予</sup>定<sup>で</sup>す。

参<sup>加</sup>団<sup>体</sup>は4<sup>番</sup>に<sup>書</sup>い<sup>て</sup>あ<sup>る</sup>とお<sup>り</sup>、合<sup>計</sup>で<sup>概</sup>ね60<sup>団</sup>体<sup>に</sup>なる<sup>予</sup>定<sup>で</sup>ござ<sup>い</sup>ます。

フェ<sup>ス</sup>ティ<sup>バ</sup>ル<sup>の</sup>コ<sup>ン</sup>セ<sup>プ</sup>ト<sup>と</sup>しては、環<sup>境</sup>と<sup>調</sup>和<sup>し</sup>た<sup>イ</sup>ベ<sup>ン</sup>ト<sup>を</sup>目<sup>指</sup>す。

谷戸沢処分場の自然の再生を現に実際現地で見てもらおう。それから、26団体と日の出町の交流を促進するということでございます。

主な内容としては、ここに書いてあるような、音楽イベントとか、スタンプラリー等を予定しております。

その他、動員の計画とか、広報の計画等。広報につきましては、処分組合は当然やりますけれども、日の出町とか、各構成団体においても、いろいろな媒体を使っていただいて、広報していただく。そういう予定になっております。

それから、5ページでございます。主なスケジュールとして、実施に至るまでにいろいろな手続きがございますが、ここに書いてあるような手順を踏まえまして、万全を期してまいりたいと思っております。

当日は、併せて20周年記念式典ということで、旧谷戸沢管理センターを改修してございます。谷戸沢記念館というような、仮称でございますが、名前にしまして、この前で記念式典をやらせていただきたいと思っておりますので、これについても併せてご出席のほど、よろしく願いいたします。来月ぐらいには案内状が発送できるのではないかと考えております。

その他、一過性に終わらせないという意味で、多摩環境シンポジウムというの、今年の秋頃には開催して、フェスティバルの意義を踏まえつつ、多摩の環境の先進地域としてのアピールをするためのシンポジウムを同時に開催を予定しております。

6ページ以下の企画概要につきましては、書いてありますように、予定でございます。各組織団体、協賛企業、その他等から、こういう企画でということが出ておまして、これは若干ダブル先でございますし、各団体において若干調整中のところもございますので、これはこういう企画があるということで、ちょっと参考までにごらんになっていただければと思っております。

各団体については、少しでもさらにブラッシュアップしていただきたいというお願いをしているところでございます。

それから、後ろの方にレイアウトがございますが、これもイベントの内容と同じでございます。若干変動が予想されます。メイン会場は、先ほど言いましたように、町民グラウンドといいますが、日の出町に暫定的に開放しているグ

ラウンドがございます。ソフトボールとか、サッカー等で、今、町が使っておりますが、そこをメイン会場としまして、テントを張りめぐらします。後ろにちょっとイメージがありますが、26市1町の環境展、日の出町のいろいろな特産品を初めとしたテント、協賛企業のテント、右の方に行きますと東京都関係のテント、フリーマーケット等を予定しております。

それから、ほぼ中央にメインステージということで、ここでは音楽イベントですとか、郷土芸能、ある程度お客さんに楽しんでもらわなければいけませんので、タレントを呼んだショーなども予定しております。これがメイン会場です。

- 2期というちょっと上のところで、これも予定でございますが、熱気球とか、ターゲットバードゴルフとか、乗馬ができるようなスペース等も考えております。

トイレの数等とか、テントの配置については、今現在のイメージでございますので、当然1万人に対して適正なトイレの数というのは、ある程度イベント業者等でわかっているわけでございますので、そういうことを踏まえて調整していきたいと思っております。

それから、喫煙と書いておりますが、環境イベントについて喫煙はどうかというご意見もありましたので、基本的にはこの会場は禁煙ということにさせていただきます。

そんなことも含めて、若干この企画書の内容は変わっていかうかなというふうに思っております。

どちらにしても、来月早々にはポスター、チラシ等ができます。ちょっとポスターのイメージだけ。ちょっと持ってきてますので。こんなポスターとか、チラシをまたお配りしたいと思いますので、議員の皆様におかれましても、参与ということで、チラシの配布とか、ポスターの貼付といいますが、そういうのにご協力いただければと思います。

一応、説明は以上でございます。

**議長 (木内徹君)** 以上で説明は終わりました。

何かご質問ございませんか。8番、伊藤議員。

**8番 (伊藤学君)** 先ほど、出展企画概要はあくまでも予定ということでお伺

いをしておりますが、それは確かに認識をしての発言ということで、ご理解いただきたいのですが、先ほど興味がありましたから見ておまして、その中でグッズ販売というのが日野市さんは何かご提案されているように見受けられるんですね。私ども調布も、ご存じのとおり、新撰組のことで、局長の近藤勇の生誕の地ということで、何らかの形でこのフェスティバルを盛り上げていきたいなと、こんなふうに思っていますので、関連することもあるかと思えます。事前にひとつご了解、ご理解をいただきたいということでございます。

**議長 (木内徹君)** 事務局長。

**事務局長 (影山竹夫君)** それについては、各市とまだ打ち合わせの場が何回かございますので、ある程度企画のダブリというか、競争は当然あって然るべきかなと思います。

あと、ちょっとこの企画書には入っておりませんが、NPOといいますが市民交流センター等を通じて、そういう団体への呼びかけとか、あるいは市長会の方で喫煙マナーのキャンペーンを来月からやられるということで、そういうキャンペーンの場としても使っていただければというふうに考えております。

**議長 (木内徹君)** 石川副管理者。

**副管理者 (石川良一君)** 今、たばこのポイ捨てですとか、歩行たばこの問題等、いろいろな取り組みをしているわけでありますけれども、この課題について、多摩島しょ地域一体となって対応しようではないかということで、オール東京市町村共同事業実行本部というものを立ち上げまして、4月17日土曜日ですけれども、府中の駅等を中心としながら、キャンペーンを実施する予定になっております。そして、1年間にわたって実施をいたします。

また、23区につきましても、当初は一緒にやっというここと呼びかけをしたのですけれども、いろいろと時間的な問題等がありまして、協賛ということで、17年度は23区の特別区長会も一緒になってやりましょうと、かなり長期的な運動ということですが、これは全国で初めてのことになるかと思えますけれども、たばこの喫煙マナーアップということで、既に4月から運動が進んでおります。ですから、この多摩環境フェスティバルにおいても、この運動の趣旨も踏まえてPRをさせていただくと同時に、またお互いの相乗効果を高められればいいなと、そんなふうに思っております。

今年は、新撰組を含めて、多摩の年だと思っておりますので、よろしくお願い致します。

**議長 (木内徹君)** ありがとうございます。

ほかに質疑ございませんか。よろしいでしょうか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

**議長 (木内徹君)** それでは、組合議会総力を挙げての取り組みですので、どうぞ各市とも担当の方がいらっしゃると思いますけれども、積極的にご協力をお願いしたいと思います。

### 3 閉会宣告

**議長 (木内徹君)** 以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 16年第 1回東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 4時 22分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項に規定によりここに署名する。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

旧 議 長            江 口 和 雄

新 議 長            木 内        徹

第 16 番 議 員        小 野 沢 久

第 26 番 議 員        谷   四 男 美